

訴訟参加の要件としての「影響を受ける」法的利益

兼 原 敦 子

一 はじめに

- 二 参加国の「影響を受ける法律的性質の利害関係」
- 三 実体法上「考慮を要請する」第三国の法的利益
- 四 紛争の多面化と国際裁判の一国間性
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

近年、国際司法裁判所（以下、ICJ）は、海域の境界確定事件をはじめとして、第三国の訴訟参加に関する先例を蓄積してきている。そしてそれとともに、ICJにおける訴訟参加は、めだつて学説の注目を集めようにもなつてきている。⁽¹⁾

もとより訴訟参加は、常設国際司法裁判所規程（以下、PCIJ規程）以来、すでに規定されている制度であり、その意味では、けつしてICJに限つての新しい問題ではない。⁽²⁾ それにもかかわらず、訴訟参加が特に最近において注目されている理由は、紛争の「多数国間化（multilateralisation）」という議論がしばしば行われるようになり、

こうした紛争の「多数国間化」を裁判手続きにおいて反映する制度として、参加制度がとりわけ注目されるようになつたことにある。⁽³⁾ そして、おおかたの学説の論調は、紛争が多数国間化しており、ICJは、第三国の訴訟参加を積極的に許可して、これに応ずるべきであるにもかかわらず、ICJは原則として訴訟参加の許可には消極的であり、このようなICJの態度は、あたかも「頑迷固陋」な一国間主義 (bilateralism) であるとして、これを批判するというものである。⁽⁴⁾

筆者も、訴訟参加制度について、紛争の多数国間化を、「一国間性」を本質とする裁判手続きの中に、いかに実現していくかという問題意識は共有している。国際裁判が、一国間性を固持するのは、当事者間の対審構造において紛争を審理するという、裁判解決に一般的な性質であるにはとどまらない。国際裁判においては、何よりも、管轄権の基礎を国家の合意におく国際裁判所が、紛争の一当事国の付託意図を尊重することで、当該国の国際司法機関に対する期待に応えて、その権威を維持していくという国際裁判に固有の背景が、ICJの一国間性への埋没に密接に関連しているのである。そうした中で、かりに、紛争の「多数国間化」が、現代的要請として、国際裁判につきつけられているのであれば、これを、裁判解決の一国間的性質と、それを要請する国際裁判に固有の事情のなかで、いかに実現していくかという、衡量を通じた判断こそが求められているのである。

本稿は、こうした観点から訴訟参加制度を検討するものであるが、とくに、ICJ規程六二条の規定する参加要件である、「影響を受ける法律的性質の利害関係」(以下、誤解を生じない限り、「影響を受ける法的利益」とする)に焦点をあてることにする。そして、ICJの先例のなかでも、とりわけ、大陸棚の境界確定に関する事例を主要な検討対象とする。その理由は、以下のとおりである。

第一には、先例の状況をみると、何にもまして、「影響を受ける法的利益」という参加要件の整備が、参加制度の適切な運用のためは、不可欠であるからである。ICJ規程六二条が規定する、「影響を受ける法的利益」につ

いては、ICJの先例では、一九九〇年のエルサルバドル対ホンデュラス境界確定事件で、特別裁判部により二カラグアがかかる法的利益をもつと認められた例をのぞけば、二つの大陸棚境界確定事件では、参加申請国がこれを認められたことがない。しかし、それと同時に、大陸棚境界確定事件で裁判所は、第三国の権利主張の及ぶ範囲を判決の対象から排除しており、判決の第三国への何らかの「効果、ないしは影響」を認めているはずであるが、その意義は必ずしも明らかではない。他方で、一九五四年の貨幣用金事件でICJは、第三国の法的利益が、「訴訟の主題」を構成する場合には、そのような国の合意なくして、裁判所は審理を行う管轄権はなく、したがって、本件で当事国により付与された管轄権については、これ行使することはできないと判示した。⁽⁶⁾ これと比較して、「影響を受ける法的利益」をもつ）第三国の参加がなくとも、当然には裁判所は審理を妨げられないが、そのような場合の、審理及び判決によつて「影響を受ける」第三国の法的利益については、「訴訟の主題を構成しない」法的利益であるといった、否定的な定義が与えられるのみであり、その両者の関係も整理されることはいえない。⁽⁷⁾ そして、大陸棚境界確定事件で裁判所は、一方で、第三国に「影響を受ける法的利益」を認めることはせず、他方で、あたかも第三国の権利ないしは法的利益が、審理・決定の対象であるかのようにとらえ、これを理由として、判決の対象となる地理的区域を限定するという方法で、管轄権の行使に自ら制約を課している。前者の判断は、訴訟当事国の二国間関係に、第三国という搅乱要因の介入を許さないからであり、後者の判断は、訴訟当事国以外の国の権利や法的関係を審理・決定する権限を厳格に否定して、紛争の実質的な（あるいは真の）二当事者の特定をはかるという意味で、いずれにしても、裁判所が訴訟の二国間性を固持していることに起因している。その裁判所の二国間性の固持が、二国間性への「萎縮」であり、原訴訟当事国間の紛争の解決も充分に行えなくなっているとしたら、それは、まさしく閉塞状況以外の何ものでもない。

こうした閉塞状態を解消して、参加制度を紛争の多数国間化という現代的要請に応ずるべく運用するためには、

なによりも、六二条による参加の要件である、「影響をうける法的利益」の考察が緊要である。この要件の充足においては、問題となる権利や利益の実体法上の性質が重要な要因となつており、これが、裁判所の固持する二国間的性質と、紛争の「多数国間化」との相克を解く重大な鍵であると考えられるのである。そして、批判にさらされではいるが、裁判先例の中には、「影響を受ける法的利益」については、実体法上の要請を反映させていく中で、「影響を受ける」ことの意義を確立し、さらには、「影響を受ける」という「受け身」にとどまらず、「考慮されるべき」法的利益という、より積極的な性質をもつ利益を認識する契機が潜んでいる。本稿では、そうした契機を探り、紛争の「多数国間化」の要請に応ずる制度としての訴訟参加を支持するための論理的基盤の検討を行いたい。そして、それは同時に、「影響をうける」ことの意味と参加制度の意義を特定するために、「訴訟の主題となる法的利益」概念との比較検討をも不可欠にする作業である。

第二には、大陸棚境界確定事件においては、紛争の「三面化・多面化」という、いわば「実質的な」意味での、紛争の「多数国間化」という現象が現れてくるからである。紛争の「多数国間化」は、その意味において一義的ではなく、一方の訴訟当事者が多数国化する場合もあれば、紛争が、「三面化・多面化」する場合もある。いうまでもなく、国際裁判の二国間性にもつとも根源的な挑戦をつきつけるのは、紛争の「三面化・多面化」である。もつとも、一九七三年核実験事件におけるフィジーの参加申請のように、紛争の一方当事者の多数化（原告もしく被告側に参加）の場合であつても、訴訟の「原」当事国である二国間の均衡に変更が加わりうるという意味では、国際裁判の二国間性への挑戦ではある。とりわけ、紛争が二国間の付託合意により裁判所に付託されているような場合には、管轄権の基礎を国家の合意におく国際裁判所が、付託合意において確立している二国間の相互性および均衡を尊重することこそが、その付託合意によつて管轄権を付与されているとともに訴訟の目的を規定させていることによる、必然的な要請である。そこで、訴訟の一方当事者側に第三国が加わるというタイプの紛争の「多数化」で

はあつても、付託合意において成立していた「原」当事国間の均衡に変質をせまるという意味では、もともとの訴訟の二国間性が変更されるといえる。訴訟の「原」当事国間で定義されている「紛争」と、一方当事国に第三国を加えて「再構成」される「紛争」とは別個のものとなるといふこともいえなくはないからである。けれども、第三国を加えて新たに「再構成」される紛争においても、一方当事国の申立に共同して参加するという点に限つてみれば、第三国の権利や法的利益が、加担した一方当事国のそれらから独立の要因となるわけでは必ずしもない。したがつて、実質的にはもともとの原告対被告という二国間性は維持できるのであつて、問題は、紛争の「原」当事国と第三国との間の管轄権の基礎という、訴訟法上の処理によつて解決できる部分が多いと、とりあえずはいうことができる。⁽⁹⁾

ところが、大陸棚の境界確定紛争に典型的なように、地理的に近接している三国（A、B、Cとする）があれば、かりに、A、B間の紛争にCが参加するような状況では、実際の参加の目的や形態はともかくとして、本質的には、A、B、C間の「三面的」紛争が潜在する可能性が非常に高い（Cが参加を認められれば、Cは、A、Bの各々との間で対立関係にはいることも、A、Bの双方に対して同一の対立関係にはいることもある）。⁽¹⁰⁾ というのも、第三国の参加の形態（当事者参加か非当事者参加か）はともかくとして、実質的に第三国の権利や法的利益が、いずれの当事国のそれらからも、独立の要因を訴訟に加えることになるからである。こうした状況でも、裁判所は、紛争の二国間性、判決の拘束力の当事国間への限定を根拠として、参加申請を脚下して、紛争の「原」当事国間に成立する二国間性を維持することはできる。けれども、ここで国際裁判につきつけられるのは、あらゆる関連する事情を考慮して、衡平な結果を実現する（国連海洋法条約八三条）という実体法上の要請と、主権的権利の普遍的性質が、訴訟法上の二国間的処理において、全く反映されないままでよいのかという、根源的な疑問である。大陸棚の境界確定紛争を中心として、参加制度への国際法学の関心が急速に高まってきたのも、こうした実体法上の要請や権利

及び利益の性質を、訴訟法にいかに反映するかという、問題意識の共有を表しているといえよう。もちろん、裁判での参加制度においても、実体法上の要請が深く関わってくる。⁽¹¹⁾しかし、国際裁判においては、国際裁判に固有の事情の中で、そうした要請を参加制度に反映させていく方法を生み出していくかなければならないのである。

エルサルバドル対ホンデュラス境界確定事件において、特別裁判部が、ニカラグアにいわゆる「非当事者」参加を認めたことを契機として、学説では、国内法上の参加の形態を参考にしながら、参加の形態に関する議論が盛んになつていて⁽¹²⁾。参加形態論も意義深い問題ではあるが、本稿では、直接的にはこの問題にはふみこまない。参加形態論の前提として、参加国の権利や法的利益が、訴訟においてもつ性質を考察することが、まず必要であると考えるからである。国際裁判における訴訟参加制度の基礎の検討として、ここに示したような問題意識に沿つて、「影響を受ける法的利益」の考察に焦点をあてるすることにする。

そこで次では、まず、ICJ規程六二条に規定する参加の要件、「影響をうける法的利益」の中に、実体法上の権利や利益の性質の反映という要請が実現されることについて、検討する。

二 参加国の「影響を受ける法律的性質の利害関係」

(1) ICJ規程六二条一項の「法的利益」要件の意義

ICJ規程六二条一項は、訴訟参加の要件として、「事件の裁判によつて影響をうける法律的性質の利害関係」を規定している。同条の意義として、問題になるのは、ICJ規程五九条と六二条との関係である。

五九条は、判決の効力が紛争当事国間に限定されることを規定しているのであって、判決の効力は、その他の国には及ばない。それにもかかわらず、「影響を受ける」法的利益をもつ国に参加を認めて、その保護をはかることが、六二条の一つの存在理由であるとすれば、五九条と六二条の規定がともに存在意義をもつためには、六二条に

いう「影響を受ける」法的利益が、五九条の判決の効力とは異なる意味を有していなければならぬことはいうまでもない。それゆえに、判決の拘束力とは別に、裁判所による法の認定や適用が、より広い影響をもつと想定する見解が示されることになるのである。⁽¹³⁾

ただし、ICJによつて明らかにされてゐる点は、六二条にいう法的利益とは、「その審理で」問題となる利益であり、「その事件の決定により」影響される法的利益であるということである。⁽¹⁴⁾たとえばICJは、チュニジア対リビア大陸棚境界確定事件において、六二条に規定する法的利益の不存在を理由の一つとして、マルタの訴訟参加申請を脚下した。⁽¹⁵⁾本件でマルタは、裁判所の任務は、適用法の決定であり、マルタは自らの大陸棚の法的利益を決定する原則や規則について法的利益をもつことを主張した。⁽¹⁶⁾紛争当事国のリビアは、参加国は、訴訟の主題に密接に関連する法的利益を持つべきであるとし、チュニジアも、裁判所が大陸棚の境界確定に関する原則や規則を決定するというだけでは、マルタの参加理由にはならないとし、その他の理由も併せて、いずれの当事国も、マルタの参加に異議を申し立てた。⁽¹⁷⁾ICJは、マルタの主張する法的利益が、本件当事国との関係で問題になる法的利益ではないとし、また、マルタが、裁判所の認定する一般原則や規則についての一般的な法的利益ではなく、本件において、とりわけ地理的状況からして、固有の利益を有すると主張していることは認めながらも、ICJは、マルタの利益は、当該地域の他の国でも有する利益以上のものではないとして、結論的には、六二条一項に規定する「法的利益」の存在を認めなかつた。⁽¹⁸⁾

本件では、マルタは、地理的状況からして、当該地域にある他の国でももつてゐる法的利益とは区別される程の、当該事件で独自の利益を有することを裁判所に認めさせることはできなかつた。また、少なくとも間接的にICJは、大陸棚の境界確定を規律する一般原則や規則及びその発展についての一般的利益が、六二条に基づく参加を正当化するには充分ではないとしている。この点は、賛否のいづれの立場の学説によつても、指摘されて

いるところである。裁判所の認定する法原則や規則についての、一般的利益、つまり、係争事件と固有の関連を必ずしももたない、いわば「国際法の発展に関する法的利益」を、参加を正当化する法的利益として認めようとする見解もある。⁽¹⁹⁾ これらは、裁判所が、国際法の適用に限定されることなく、国際法の発展をもその機能として積極的に遂行すべきであるとか、さらには、裁判所が、国際法の発展に関する諸国の見解の交換場 (forum) の機能ももつべきであるといった、裁判所の機能についての特殊な見解に基づいていることが多い。⁽²⁰⁾ 国際裁判所が、紛争解決の機能を越えて、これらの機能を持つべきであるかは、本稿の議論の範囲を越えるが、そもそも六二条一項は、「事件の裁判によつて」影響を受ける法的利益であることを規定しているのであって、少なくとも、そうした一般的な法的利益を、解釈として同条から導くことは困難であるということはできよう。

そこで、六二条一項に規定する法的利益は、当該事件に固有の関連をもち、しかも、判決の拘束力とは異なった意味での「影響」を受ける法的利益ということになる。こうした「影響」や影響を受ける「法的利益」がいかなるものかについて、明確な回答を導くことは容易ではない。たとえば、紛争当事国が将来第三国との間で交渉を行う場合に、裁判所判決に依拠することによって、その立場を有利に導くことができるというのは、裁判判決が適用する法や理由づけが、論理としてもつ一般的適用可能性ないしは普通性を、事件の個別性を越える判決の効果として積極的に認めることである。しかし、先の「国際法の発展に関する一般的利益」の主張にも該当するが、こうした法の一般性ないしは普遍性を強調するだけでは、管轄権を受諾した二国間に判決の効力を限定する国際裁判の基本原則に対して、これを否定するのに充分であるとはいえない。また、「第三国」に（のみ）、「その事件の決定により」与えられる影響をいかに特定するかについて、これらの議論によつては答えることはできない。したがつて、これらの議論の強調する効果を、一般的に参加の要件として構成することは適切とはいえない。そして、I C J は、規程五九条によつて、第二国には判決の効力は及ばない、という保護があるとして、第三国との法的利益が「影

影響を受ける」ことを認めない傾向が強い⁽²¹⁾。こうした先例とは異なり、唯一参加申請を受理したエルサルバドル対ホンデュラス境界確定事件からすると、審理の対象となつてはいる権利や法的利益の、いわば実体法上の性質が、重要な判断要因になつてはいる。

(2) 訴訟で争われている権利や利益の実体法上の性質と第三国への「影響」

① エルサルバドル対ホンデュラス境界確定事件では、二つの紛争当事国と参加申請国であるニカラグアがフォンセカ湾に沿岸を有しているが、フォンセカ湾の法的地位について、ホンデュラスは利益共同 (community interest) を、これに対してエルサルバドルはコンドミニウムを主張した。そこで裁判部は、利益共同であるにせよコンドミニウムであるにせよ、これらの観念そのものからして、そのいずれであるかの決定によつて、ニカラグアは、その法的利益に影響を受けるとした。⁽²²⁾ さらに裁判部は、こうした法的利益の実体法上の性質に関する見解として、フォンセカ湾が、コンドミニウムであるとすれば、これをホンデュラスに対抗できないのであれば、そのことは、コンドミニウムが成立しないという判決を示すに等しいとものべてもいる。⁽²³⁾

さらに、一九八一年チュニジア対リビア、一九八四年リビア対マルタの、二つの大陸棚境界確定事件との関連で、ICJは参加申請を脚下したものの、多くの学説は、次のように、参加を正当化する法的利益を肯定する。大陸棚に対する主権的権利や、領域に対する主権のような権利は、普遍的な性質 (erga omnes) を有しているのであって、紛争当事国これら権利について、裁判所が認定を行えば、それは、紛争関連区域に権利主張を行つてゐる第三国に影響をおよぼさずにはいられない、また、ICJ規程五九条によつて、第三国に判決の効力は及ばないといつても、こうした権利は普遍的に対抗できるものであり、あるいは、普遍的に対抗できないのであればそもそも意味をなさないのであり、これらの権利の裁判所による認定は、必然的に第三国に影響を及ぼす、というものである。⁽²⁴⁾

ニカラグアに「影響を受ける」法的利益を認めた上記の判決も、これらの学説も、その「影響」を、訴訟で決定される権利や法的制度の実体法上の性質によつて説明しようとしている。それは、第三国の法的利益が「影響を受ける」というよりも、むしろ、そのような「影響」を認めなければ、主権的権利や湾の客観的制度の普遍的性質が、裁判解決の結果に反映されず、これらの権利や客観的制度の実体法上の意義が、著しく減殺されるのであり、そうした事態をまねかいために、普遍的性質による「影響」を認めるべきである、という趣旨である。いいかえれば、これは、参加の要件の中に、実体法上の権利や制度の性質を反映させることによつて、実体法上の要請と訴訟手続きとを結合することである。そうすることによつてこそ、ICJの繰り返してきた、ICJ規程五九条による第三国の保護という論理が打破されるのである。

先にみたように、法や法に基づく理由づけの、論理としての一般的適用可能性を強調したり、ICJ判決の「實際上の」効果や影響を、六二条にいう「影響」に含める学説もあるが、裁判所の管轄権が国家の合意に基礎をおいており、訴訟当事国間の二国間的均衡の尊重という強い要請が働く国際裁判においては、こうした効果を容易に訴訟手続きに反映させることは適當であるとはいえない。したがつて、こうした広い「影響」の理解に対し、上記の学説や裁判部判決のように、実体法上の要請と訴訟手続きとの結合という方法で、訴訟手続きが二国間性から一步踏み出す正当化理由を与えることは、確実で妥当な結論であるといえよう。

(2) ところで、ICJは、五九条による第三国の保護を繰り返しているとはい、この点で、必ずしも首尾一貫しているわけではない。それは、以下において明らかである。

二つの大陸棚境界確定事件では、ICJは、第三回の参加申請を脚下した。そして、いずれの事件でも、ICJは、第三国の法的利益は、ICJ規程五九条により判決の拘束力が訴訟当事国間に限定されていることによつて、保護されていることを確認している。しかしながら、本案で裁判所は、紛争の関連区域を、これらの第三国の権利

主張の及ばない範囲に限定するという処理を行つた。⁽²⁵⁾

チュニジア対リビア大陸棚境界確定事件の本案では、関連のある区域について、「第三国との権利主張が行われてゐるか、将来行われる可能性のある区域」については、裁判所は、かかる問題を処理する管轄権をもたず、将来の解決に予断を与えるべきではないとしている。⁽²⁶⁾ さらに、海岸線の長さと大陸棚の面積との間の比例性を要請する、比例性基準を適用するに際して、裁判所は、マルタの方向へ外洋にむけて、本件の境界線が走る区域の全体を把握しておく必要が生じた。そこで、裁判所は、かかる区域が、本件当事国間の一本の境界線によつて分断されるという「仮説」にたつて、比例性の原則を適用した。裁判所は、「絶対的な区域を問題にしているのではなくて、その比例を問題しているのである」とし、また、「⁽²⁷⁾」のような仮説に立たない限りは、かかる区域において行われるであろうすべての境界確定が実施されるまでは、いかなる二国間でも、衡平に二国間の境界確定を実現することはできない」説明している。

リビア対マルタ大陸棚境界確定事件では、本案において、参加申請を脚下された、イタリアの権利主張の及んでいない区域に限定して境界確定を行うことを、裁判所は次のように説明する。もし、境界確定が、「いずれか一方の当事国が他方の当事国よりも、より確実な権限をもつ」という判断ではなく、「一方の当事国に当該区域が帰属する(appertain)」という判断を行うような絶対的な(absolute)意味をもつて下されるのであれば、そして、(裁判所がそれについて審理する管轄権をもつてゐるならば)当該区域が、第三国に帰属する(appertain)とする」とが証明されるかもしれないのであれば、裁判所は、かかる決定は、第三国のそのような権利主張の及んでいない地理的区域に限定して行われなければならない、ということである。⁽²⁸⁾

さらに、本件では、すでにイタリアの参加申請を脚下していること、イタリアの参加に対しても当事国の異議が示されたことにふれた上で、裁判所は、本案ではこのような処理によつて、結果的にイタリアの権利が保護され

たことを、自ら認めている。裁判所は、本件の決定は、イタリアの権利主張に影響しないように地理的範囲を限定して行われており、イタリアの権利主張は（これは、参加申請手続きにおいて、裁判所が知るところとなつていて）、⁽²⁹⁾ 参加の手続きによつてではなく、地理的範囲の限定によつて保護された、と述べているのである。⁽³⁰⁾

本件では、裁判所は、「適用可能な国際法の諸原則と規則の決定と、当事国が後日交渉によつて困難を伴うことなく境界確定を行えるように、それらの原則や規則の実際の適用を示すこと」を、付託合意によつて要求されていた。⁽³⁰⁾ そうした状況で、裁判所は、本件での境界確定の意味が、「一方の当事国に当該区域が帰属すること」を判断する「絶対的な」意味をもつ場合に限定してではあるが、そのような場合には、かかる判決が、同様の区域に権利主張を行つている第三国に「影響」をもつことを認めていた。つまり、裁判所は、大陸棚の主権的権利が、一国に帰属することを裁判所が認定すれば、それは、同区域に権利主張を行つている国に対し、判決の拘束力は及ばなくとも、「影響」をもつことを認めていたがゆえに、かかる区域について裁判所が境界確定を行えば、第三国の権利ないしは法的利益が保護されないことを認めていると解することができる。⁽³¹⁾

ただし、そのような「影響」に対して、なぜ、裁判所の判決の及ぶ範囲を限定するという方法でしか、第三国の権利ないしは法的利益を保護できないのかという点については、裁判所は説明を与えてはいない。ここに、「影響」を受ける法的利益」と、貨幣用金事件が提示した概念、「訴訟の主題を構成する法的利益」との概念整理と、相互の比較検討の必要性が現れているが、これについては、後に詳しく検討する。

③ このように、裁判所による区域の限定が、第三国の法的利益の保護をはかるための処理であることに疑いはないが、これらの先例の意義は、判決の拘束力が訴訟当事国間に限定されることを強調して、判決の第三国への影響を、少なくとも明示的には認めなかつた同種の事例と比較すると、一層明確になる。

たとえば、一九七七年の大陸棚の境界確定に関する英仏仲裁では、仲裁廷は、「かりにその境界確定が、第三国

の利益や権利主張に影響する (touch upon) と思われるとしても、仲裁はかかる境界を決定する権限をもつか」、という問いに答えて、本件での判決および判決理由のいずれも、紛争当事国間の境界確定についてのみ排他的に適用されるものであつて、第三国（アイルランド）の権利をいかなる意味でも侵害しないこと、イギリスとアイルランドとの境界にとつては、いかなる意義をももたないことを明言した。さらに、本件の境界線を延長すれば、当事国二国とアイルランドの三国の間で大陸棚が重複する区域に到達することもありうるが、そのことによつて生ずる問題は、仲裁廷の権限の外にあるとした。⁽³²⁾ 本件で、仲裁廷は、紛争当事国によつて国際法の諸規範に従つて実際の境界画定線の方向を決定して、これを地図上に示すことを求められていた。⁽³³⁾ したがつて、判決及びその理由が第三国にとつてはいかなる意義をももたないということの意味は、紛争当事国である二国とアイルランドの権利主張が及んでいる区域について、紛争当事国の権利の及ぶ範囲を決定しても、それは、第三国にとつては意義をももたない、ということになる。

また、一九八六年のブルキナファソ対マリ国境紛争事件でも、ICJ特別裁判部は、領域の境界確定について、判決の拘束力が当事国に限定されるという二国間性の論理によつて、判決の第三国への影響を否定している。本件で裁判部は、当事国間の境界確定を請求されたが、両国の東にはニジエールがあり、本件で決定される境界線の終点は、この三国にとつての三境界交差点 (triposnt) になりえた。ニジエールの参加なくして裁判部が審理できるか、という問題について裁判部は、次のように答えている。すなわち、裁判部は、本件の境界線が（審理に参加していない）第三国の国境線上に位置するとしても、そのことによつて、本件を審理する管轄権に制約は受けない（傍点、筆者）、なぜなら、第三国は I C J 規程五九条によつて、判決の拘束力を免れていることによつて保護されるからであり、当事国間でいかなる合意をしようとも、その法的拘束力が当事国間に限定されるように、当事国間の合意に代替して紛争を解決する裁判部の判決も同様に、第三国に対抗できるものではない、本件で境界線の終点

が決定されても、そのことによつて、ニジエールが、かかる終点よりも西側の区域について、本件紛争当事国に対して権利主張を行うことが妨げられることはない、ということである。⁽³⁴⁾

本件で、境界線のある点が第三国⁽³⁵⁾の国境線上に位置するとしても、そのことによつて、裁判部が本件を審理する「管轄権に制約を受けない」としていいる点は、上述の大陸棚境界確定事件や、エルサルバドル対ホンデュラス境界確定事件において、ICJや裁判部が、それらの事件での境界確定が第三国の権利に影響が及ぶことを、少なくとも実際上は認めたり、第三国⁽³⁶⁾の参加を認定していることと、当然には対立するとはいえない。なぜなら、ICJ規程六二条が、義務的参加を規定してはおらず、判決によつて影響を受けている国が審理に参加しないとしても、裁判所の審理が妨げられないことを想定していると解されるからである。つまり、ブルキナファソ対マリ国境紛争事件で、ニジエールの国境線上に、本件の境界線のある点が位置することによつて、かりに第三国の権利に本件の判断が影響することがあつても、裁判部の本件を審理する管轄権の行使が直ちに制約されるわけではないからである。

しかし、ICJ規程六二条の意義をこのように解すれば、同条では判決の拘束力以外の、「影響」がありうることが想定されているのであつて、それからすれば、ニジエールの国境線上に、本件の境界線のある一点が位置するとしても、その判決としての拘束力が及ばないから、ニジエールに「影響」を及ぼすことはないという結論には、必ずしもならない。ところが、本件は、領域における紛争当事国の権利が、ある点において裁判所により確定されたとしても、その権利を、第三国に対抗できないと述べるにとどまつたのであり、すくなくとも明示的には、第三国の権利に判決が影響を与えることは認めなかつたのである。⁽³⁵⁾

④ それでは、領域主権や大陸棚に対する主権的権利に関する事例としては共通性をもちながら、二つの大陸棚境界確定事件で、ICJが判決の及ぶ区域を限定することによつて、第三国⁽³⁶⁾の法的利益を保護するに至つた理由

は、なにに求めることができるのだろうか。一つの回答は、すでに、上記の学説やエルサルバドル対ホンデュラス境界確定事件の考察から明らかになつたように、主権的権利の普遍的性質の確保という実体法上の要請を、参加制度という訴訟手続きに結合することにある。これに対して、ブルキナファソ対マリ国境紛争事件は、大陸棚の境界確定を規律する国際法規則の固有の性質から、第三国への「影響」のもうひとつ新たな根拠を与えていた。

ブルキナファソ対マリ国境紛争事件で裁判部は、リビア対マルタ大陸棚境界確定事件で、ICJが「裁判所は第三国との境界確定を規律する原則や規則を決定する管轄権も、当事国の権利主張が、（本件の決定が与えられる——筆者）区域を越えるところで、第三国の権利主張に優越するかを決定する管轄権をもたない」⁽³⁶⁾と述べたことをあげた上で、陸地の境界確定と大陸棚境界確定との相違を論じている。⁽³⁷⁾当事国間の陸地境界の位置を決定するにあたっては、法的判断（legal considerations）は、いかなる意味においても、当事国のいづれかの領域と第三国の領域との間の境界の位置に依存しない、他方で、大陸棚の境界確定においては、条約としては完全に妥当でありかつ拘束的である当事国間の合意は、当事国と第三国との関係を考慮にいれると、大陸棚を規律する国際法の規則に反することがありうる、したがって、大陸棚の境界確定を要求している裁判所は、かりに、当事国によつてはそのような権限を付与されているとしても、裁判所の決定の基礎を構成する法的考慮——とりわけ衡平の原則に関するもの——に反するかもしれないという理由で、第三国が権利主張を行つてゐる区域での権利の決定（rule upon）は控えるべきである、ということである。⁽³⁸⁾

裁判部は、本件の陸地境界が第三国と紛争当事国との三境界交差点に到達するとしても、裁判部判決は、当事国間合意の代替であり、当事国間合意と同様に、その拘束力が訴訟当事国間に限定されることを理由として、裁判部の本件を審理する管轄権への制約は受けないとした。他方で、このような合意及び裁判判決の拘束力における相対性に対し、大陸棚の境界確定合意については、裁判部は、第三国との関係を考慮すると、境界確定合意が国際法

に反する可能性があるとし、とくに衡平の原則の考慮からすれば、決定をひかえるべきである、としている。ここで裁判部が参考するのは、一九六九年北海大陸棚事件で、大陸棚条約第六条の解釈によつては、当事国間で合意が存在しない場合には、特別の事情がない限り、等距離原則の適用が拘束的になるという点である。北海大陸棚事件では、西ドイツ（当時）との間で別の合意が成立しない限りは、等距離原則が（したがつて、等距離原則を適用して締結されたデンマークとオランダ間の境界確定が）少なくとも大陸棚条約当事国間では普遍的妥当性をもち、西ドイツをも拘束することがあるかという点が論じられている。⁽³⁹⁾ ブルキナファソ対マリ国境紛争事件の裁判部が、裁判所の決定が、第三国との関係で衡平の原則に反するかもしれないとしている点は、同裁判部が参考している北海大陸棚事件の判決の該当箇所では直接には述べられておらず、同裁判部が補足しているといえよう。

そこで、本件裁判部が述べていることの趣旨は、次の二点にあると解される。第一には、大陸棚条約六条が、合意がない場合には、等距離原則が拘束的となると解釈されるのであれば、関係する三国のうち二国間の合意が、それが等距離原則にしたがうものであれば、第三国に対しても効力を有することがありうるのであって、その意味で、二国間合意の効力が「相対的」であるとはいえないことがあることである。それゆえに、そうした事情のない陸地境界では、かりに裁判部による境界確定線が三境界交差点に及ぶとしても、当然には、管轄権の行使に制約はうけないが、大陸棚の境界確定については、訴訟当事国間の境界確定合意、あるいは、裁判所による境界確定が、第三国にも効力を有するとすれば、裁判所は管轄権の行使をひかえるべきであるということである。

この第一の点は、今後は、大陸棚条約六条が適用される場合が生ずれば、重要な示唆を与えていよいえる。それは、同六条の解釈によつては、二国間の等距離原則を適用する境界確定合意が、等距離原則の拘束力を通じて、第三国を拘束する結果になるのであって、実体法上、こうした意味で合意の効力の相対性が成立せず、二国間合意が第三国に効力が及ぶ状況では、これを、第三国に対する「影響」として、参加制度に反映させるべきであるとい

うものである。他方で、北海大陸棚事件にしたがつて、境界確定合意を拘束する原則として衡平の原則を適用するにせよ、あるいは、国連海洋法条約八三⁽⁴⁰⁾条を適用するにせよ、それらの場合には、別個の検討が必要となる。これが、次の第二の点に関わっている。

第二は、二国間の境界確定合意が、大陸棚の境界確定を規律する国際法に反するおそれがあるが、とくに、衡平の原則に基づいて判断する裁判所は、第三国との関係を考慮すれば、審理・決定をひかえなければならないという点である。

この第二の点は、これまでの検討では、「影響される法的利益」の、「影響」の側面に焦点があり、法的利益は、「影響を受ける」という受け身で語られていたのに対して、むしろ、第三国の法的利益が、積極的に訴訟において「考慮されるべき法的利益」になるという、新しい理解の契機を含んでいる。そこで、この点を、節をあらためて検討したい。

三 実体法上「考慮を要請する」第三国の法的利益

(1) 第三国の法的利益の考慮を要請する実体法規定

陸地の境界確定と大陸棚の境界確定との相違として、ブルキナファソ対マリ国境紛争事件判決は、第二に、二国間の境界確定合意が、関連する国際法に反するおそれがあり、特に、衡平の原則に基づいて判断する裁判所は、第三国との関係を考慮すれば、審理・決定をひかえなければならないとしている。大陸棚条約六条では、規定の形式からして、当事国間合意が原則であつて、合意がない限り等距離原則の適用がある、と解釈できるために、当事国間の合意が成立する場合に、その合意が等距離原則を採用していなければ国際法違反であるというように、合意に等距離原則の拘束が及んでいるという解釈はとりにくい。したがつて、上記で、当事国間合意が「国際法」に反す

るおそれがあり、また、裁判所が判断を控えるべきであるというときの法的根拠は、(裁判部自身も強調しているように、)衡平の原則であり、当事国間合意にも、そして、それに代替して境界確定を行う裁判所判決にも、衡平の原則の効力が及んでいるという趣旨であると解される。そしてこの点は、北海大陸棚事件で、合意を拘束する原則として、衡平の原則を宣言したことにおいて重要な意義をおびるし、さらには、国連海洋法条約八三条の適用においても、まさしく問題となつてくる。

というのも、同条は、その規定ぶりからして、「国際法にしたがつて」「衡平な解決」に達成するように、境界確定を合意によつて行うことを規定しており、合意そのものにも、国際法による制約と、衡平な解決という結果による制約とがかかっているからである。したがつて、当事国間の合意であつても、衡平の原則の違反、あるいは、国連海洋法条約八三条にいう「国際法」もしくは「衡平な解決」という観点からの違反を問うことができることになる。もつとも、(八三条にいう具体的な国際法規則ではなく)八三条それ自体が強行法規ではない以上、当事国が、八三条の規定を逸脱する境界確定合意を締結することに合意しているのであれば、そのような逸脱について国際法違反を問うことはできない。⁽⁴¹⁾国際法規則に違反する境界確定合意に一旦は合意したいずれかの当事国が、後に何らかの理由で、その合意が八三条に違反していることを主張する場合、あるいは、第三国が、問題の合意が国際法規則に違反していることを主張する場合を想定することができる。後者の場合に、第三国が国際裁判所にこれを申し立てるとすれば、第三国の原告適格その他の問題があろうが、ブルキナファソ対マリ国境紛争事件判決は、少なくともこのような第三国が、裁判所に参加を申請するに際して、これを根拠づける権利ないしは法的利益の意味を明らかにしているといえよう。

すなわち、かりに、国連海洋法条約八三条にいう「国際法」として、北海大陸棚事件でI.C.J.が認定した衡平の原則が確立しているとすれば、当事国間合意は、あらゆる関連のある事情を考慮して境界確定を行うものでなければ

ばならない。そこで、近接している第三国が、同一区域の大陸棚に権利主張を行つている場合に、かかる第三国の権利主張や権利を全く考慮しない境界確定が、二国間で合意されたとすれば、この合意が、衡平の原則という国際法に違反し、あるいは国連海洋法条約八三条に違反する可能性がでてくる。同様の趣旨は、必ずしも明確な表現ではないものの、チュニジア対リビア大陸棚境界確定事件でICJも述べている。ここでICJは、上述のように比例性基準を適用するために紛争区域を「仮説的に」設定するにあたり、仮説に基づいて比例性基準の適用が行えないのであれば、問題の区域でのすべての境界確定が実施されるまでは、いかなる二カ国も、衡平なものとして二国間の境界確定を行うことはできないとしている。つまりは、関連する区域に権利をもち、あるいは権利主張を行つてているすべての国についての境界確定が実施されない限り、二国間だけの境界確定が衡平ではありえないのであつて、まさに、衡平の原則が当事国間合意を規律していることの一つの意味は、関連区域で他国が主張している権利を、少なくとも考慮することなくしては、二国間で境界確定を衡平なものとしては実施できないということにあるといえる。

このように解すれば、大陸棚の境界確定を規律する実体法規則上、関連区域に権利をもつか権利主張を行つている国は、別の二国間で衡平の原則にしたがつた境界確定を実施するにあたつては、必ず考慮されなければならない実体法上の権利ないしは利益をもつのであって、そのような実体法上の権利ないしは法的利益は、訴訟法上、判決の効力の相対性の原則によつて、判決の効力を受けないという理由では保護しきれない、参加制度によつてこそ保護されるべき権利や法的利益であることが認められるといえよう。

すでに述べたように、学説のあるものやエルサルバドル対ホンデュラス境界確定事件判決は、実体法上の権利や制度の普遍的性質を理由として、第三国への判決の「影響」を認めることによつて、訴訟法上の参加制度に、実体法上の要請を反映させていた。これに対して、ここでは、実体法上、第三国の法的利益を考慮することが要請され

ているのであれば、訴訟の第三国が、訴訟において「考慮されるべき法的利益」をもつ場合があり、参加制度によつてかかる考慮が実現されるべきことが示唆されているのである。こうした意味で、ブルキナファソ対マリ国境紛争事件が、大陸棚の境界確定を規律する国際法の特徴を明らかにしたことは、極めて有意義であつたと評価できよう。

(2) 第三国の「考慮を要請する法的利益」と裁判所の管轄権

ところで、ブルキナファソ対マリ国境紛争事件において、裁判部は、大陸棚の境界確定においては、第三国が権利主張を行つてゐる区域については、裁判所は判断を控えるべきであるとしている。しかし裁判部は、なぜ、管轄権の行使を限定するという方法しかとりえないのかについて、説明してはおらず、このことは、大陸棚の境界確定事件でも基本的に同様である。

チユニジア対リビア大陸棚境界確定事件では、上述のように、一般的に第三国の権利が及んでゐる区域についての裁判所の管轄権の行使を控え、比例性基準の適用に際して、関連区域と境界線の北方の終点については、あくまで、「仮説」としてのみこれを設定するという処理を行つた。リビア対マルタ大陸棚境界確定事件では、（裁判所がそれについて判断する管轄権があるとすれば）第三国に帰属すると証明されるような区域について、「絶対的な」意味において、境界確定を行うのであれば、判決の地理的範囲は限定されなければならないとしている。ここで裁判所は、「絶対的な」境界確定とは、いずれかの当事国に「帰属する」大陸棚区域の決定であり、そうでない（「相対的な」）という表現を、裁判所は用いていない）境界確定とは、いずれかの当事国が、より確実な（better）権限をもつ区域の決定であるとしているようである。けれども、いずれの意味の境界確定であるにしても、一旦境界が決定されるのであれば、その境界までは、当該国家が排他的な主権的権利を及ぼすことを認定する意味をもつのでないのであれば、そもそも「境界確定」の意義に疑問が生ずる。⁽⁴³⁾ 裁判所の「絶対的な」境界確定と、そうではない境界確定

との区別は、境界確定であれば当然に伴うこのようない想定からすれば、意味のある区別とはいえない。また、「絶対的な」境界確定であるとしても、ICJ規程五九条によつて、判決の効力としては第三国に対抗できないという結論に代わりはない。それゆえに、「絶対的な」境界確定であるからという理由で、第三国の権利主張の及んでいる区域については、判決の地理的範囲を限定すべきである、という結論を導くことには、説得力があるとはいえないものである。

他方で、いずれの大陸棚境界確定事件でも、第三国既存の権利主張や将来の権利主張に関する問題や、あるいは、第三国にある大陸棚区域が帰属することについては、裁判所は管轄権をもたないというが、これらは、管轄権の合意原則からすれば、それを繰り返したにすぎないともいえるのであって、それ以上に、どのような意義があるのか明らかではない。もし、第三国の権利主張が及んでいる区域について、とりわけリビア対チュニジア事件のように、裁判所の判決の地理的範囲がそれを含まないように限定するのであれば、なによりも、かかる管轄権に関する限界をいかに正当化できるかという問題がある。第三国の権利主張について審理する管轄権を裁判所がもたないというが、紛争当事国が付託合意によつて裁判所に付与した「管轄権」という観点からすれば、付託合意が、第三国の権利主張の及ぶ区域についての、裁判所の判断を明確に排除していい限りは、裁判所が、判決の地理的範囲を限定することは、付託合意により付与された「管轄権」の行使の限定であつて、裁判所は管轄権をもたないわけではない。⁽⁴⁴⁾ そして、付託合意により付与された管轄権の行使を制約することによつて、訴訟参加を申請していた国の法的利益が保護されるのであれば、管轄権の行使を制約するという方法によつてしか、そのような保護を実現できないことが明らかにならない限り、裁判所によるこうした管轄権行使の自己規制は、正当化されなければならない。なぜなら、リビア対マルタ大陸棚境界確定事件で、裁判所みずからが宣言しているように、裁判所は、付託合意によつて付与された管轄権を「完全に行使する」任務を負つてゐるからである。⁽⁴⁵⁾

この問題は、参加の要件である「影響を受ける法的利益」と、貨幣用金事件にしたがって、裁判所が訴訟当事国に付与された管轄権の行使を控えなければならない理由となる、「訴訟の主題を構成する法的利益」との区別に密接に関連している。そして、なによりもこれらは、国際裁判の固有の性質と、参加制度における根本的な利益の衡量に関する問題である。裁判所は、一方で、参加申請については厳格な態度をとり、他方で、第三国の権利との関係で、管轄権の行使をみずから限定することで、管轄権の行使を、後述するように、正当化されない程度にまで制約してしまっている。そうであるならば、このような裁判所の「萎縮」は、管轄権を充分に行使して紛争の解決をはかるという本来の機能を危うくするおそれを多分に内包しているといわざるをえない。訴訟当事国の利益と第三国の利益との均衡という要請の中で、裁判所がその機能を維持するためには、第三国の権利については管轄権がないという論理と、影響を受ける法的利益をもつ第三国には参加を認めるべきであるという論理との関係を整序する必要がある。次節では、国際裁判における、訴訟当事国の意図の尊重という要因の重みという点も含めて、これらの考察を行うことにしたい。

四 紛争の多面化と国際裁判の二国間性

(1) 国際裁判における付託合意の重要性

裁判手続きが二当事者性をおびるのは、多くの紛争が二つの対立当事者の間に成立し、裁判が対審構造をとることによつて、一般的に認められる性質である。したがつて、国際裁判に限らず国内裁判手続きにおいても、参加制度については、紛争の「原」当事者の二者間の利益の均衡の維持と、参加者の利害との調整が重要な考慮要因となることは同様である。⁽⁴⁶⁾けれども、国際裁判では、それに固有の性質によつて、とりわけ、訴訟当事国の意図の尊重が要求される。そして、訴訟当事国の意図の尊重は、当事国間に成立している利害の均衡を最優先することによつ

てはかられるのであり、これが、国際裁判における根強い訴訟当事国間の二国間性の維持として反映される。こうした状況は、国際裁判における参加制度の位置づけにおいても、不可避の前提条件となつていてる。

国際裁判は、いうまでもなく、国家の合意にその管轄権の基礎をおいている。たしかに、裁判所の「管轄権」は、紛争を審理する「権限」ではある。けれども、多様な紛争解決の中で、紛争当事国は、解決手段選定の自由をもち（たとえば、国連憲章三十三条）、紛争当事国が、あえて裁判解決を選択し、合意によつて紛争を裁判所に付託する場合には、裁判機関としては、かかる国家の合意の意義を重視して、合意によつて付与された管轄権を完全行使することが、当事国による裁判解決の選択を誘導し、裁判機関としての機能を確保していくために、一層強く要請される。そのような状況を考慮すれば、「管轄権」は、紛争を審理する権限ではあるものの、同時に、いつたん管轄権を付与された裁判機関にとっては、かかる管轄権を完全に行使する「義務」の意味をより強くおびるとすらいつてもよい。⁽⁴⁷⁾ 本稿の考察の対象としている大陸棚の境界確定事件に多くみられるように、付託合意によつて裁判所に紛争が付託される場合には、付託合意こそが裁判管轄権にその基礎を与え、訴訟の目的を定義する以上、裁判所は付託合意の尊重というかたちで、訴訟当事国二国間での利害の均衡をなおさら尊重しようとすることになる。⁽⁴⁸⁾ リビア対マルタ大陸棚境界確定事件で、裁判所が、付託合意により付与された管轄権の完全な行使を強調しているのも、一つの意味として、まさにそうした付託合意の尊重の表明と理解することができるのである。

このような国際裁判に固有の事情からすれば、裁判所が、参加申請の許諾を判断するにあたっては、とりわけ、紛争の「原」当事国に不利益にならないよう慎重になるのは、むしろ当然であるといえる。訴訟当事国自身も、たとえば、チュニジア対リビア大陸棚境界確定事件では、参加制度が紛争の「原」当事国に課する危険を強調している。⁽⁴⁹⁾ したがつて、裁判所が参加を認めるとすれば、紛争の「原」当事国の間における「二国間性」や、付託合意が設定する二国間の利害の均衡を犠牲にしてでも、第三国(当事国)の参加を認めることができることが、むしろ「原」当事国の付託した

紛争そのものの審理と裁判解決にとつてもすらも、望ましくかつ必要である」と、それが、「原」当事国に対して第三国の参加を正当化する強力な根拠となる。このとき、参加は、第三国の法的利益を保護するという一方的な目的に資するものではなく、紛争の解決を裁判所に請求する当事国にとつても、紛争のよりよい解決という利益を与えることになるからである。こうした判断は、裁判所にこそ求められるのであって、参加申請に対しして、紛争の「原」当事国が、異議をもつとしても（ＩＣＪ規則八四条二項）、ＩＣＪ規程六二条二項が、参加の許諾の決定を、裁判所の権限として規定していることの意義は、なによりもこの点にこそあるといえよう。⁽⁵⁰⁾

ところで、参加申請を行う国は、一方では、参加の要件（法的利益の存在）を主張するとともに、同時に、自らが貨幣用金事件におけるアルバニアの地位と同様の地位にあるとして、自国の参加がなければ、裁判所は審理を行うことができないと主張することが多い。たとえば、リビア対マルタ大陸棚境界確定事件で、イタリアは、貨幣用金事件にしたがつて、本件の紛争の審理は、イタリアの参加なくしては行えない、本件の境界確定は、三境界交差点あるいは四境界交差点の決定を含みうるのであり、イタリアの参加なくしては、かかる決定を行う管轄権を裁判所はもたない、と主張している。⁽⁵¹⁾エルサルバドル対ホンデユラス境界確定事件でのニカラグアも、参加を申請する⁽⁵²⁾と同時に、自らの参加なくしては、本件の審理を裁判所は行うことができないと主張している。⁽⁵³⁾これらの参加申請において第三国は、一方で、第三国の参加を認めて、審理の範囲を拡充するか、それとも、貨幣用金事件にしたがつて、審理そのものを拒否するかの決断を、裁判所に要求しているのである。

こうした状況が生ずるのは、参加を申請する国が、参加を拒否されるのであれば、みずからの法的利益を保護するためには、参加の代替としては、その法的利益が、当該「訴訟の主題（subject matter of the dispute）」を構成していることを主張する以外にはなく、裁判所は、第三国の権利について、審理する権限もなければ、予断を与えるべきではないことを強調する他はないからである。⁽⁵⁴⁾

けれども、繰り返し述べたように、ICJ規程六二条が義務的参加を規定していない以上、「法的利益」に影響をうける第三国が存在し、それが参加しなくとも、裁判所は審理を行うことができると想定されているはずである。⁽⁵⁵⁾ そして、第三国の参加がなければ裁判所は付託された紛争を審理する管轄権の行使に制約をうけるのか、それとも、第三国が参加しないことを選択したとしても、裁判所が審理を妨げられることがないのかという区別は、第三国の法的利益が、六二条にいう「影響をうける法的利益」であるのか、あるいは、「訴訟の主題」を構成しているのか、という二つの概念定義の確立に依存してくる。かりに第三国が「影響をうける」法的利益をもつにもかかわらず、裁判所によりその参加申請を脚下されたとしても、裁判所は、参加申請の脚下という判断が適当ではなかつたという批判はうけるが、その法的利益が「訴訟の主題」を構成しないかぎりは、当然には、第三国の参加がないがゆえに、訴訟の当事国により付与された、裁判所の管轄権の行使が制約される理由はないのである。

これらの参加申請国の主張への対応や、前節でみた実際の本案での処理をみると、ICJ自身も、参加制度と、貨幣用金事件が示した管轄権の行使を控える規則との関係について、一貫した処理をしてはいないようみえる。ここには、先に述べたように、一方で、参加申請を脚下し、他方で、管轄権の行使を自己規制することによって、裁判所が紛争の「より完全でよりよい解決」をはかれなくなっているという、閉塞状況への危惧がある。そこで、こうした閉塞状況を防止するという観点から、参加国の「影響を受ける法的利益」と、「訴訟の主題を構成する法的利益」とを、以下に比較検討しておく。

(2) 「貨幣用金事件規則」の本質

貨幣用金事件では、訴訟の当事国ではないアルバニアの国家責任の問題が、本件の「訴訟の主題」を構成しており、このような場合には、ICJ規程は審理を継続する権限を裁判所に与えてはいないとした。⁽⁵⁶⁾ 本件では、ローマからドイツによつて持ち去られた貨幣用金について、一九五一年ワシントン声明により、フランス、イギリス、ア

メリカが、仲裁の決定にしたがつて、当該貨幣用金をアルバニアに返還するが、「1」アルバニアが、この貨幣用金がイギリスに引き渡されることが相当であるかの決定を求める訴訟か、「2」イタリアが、第一次大戦中にアルバニアにより被つた損害の賠償として、この貨幣用金がイタリアに引き渡されることを請求する訴訟か、のいずれかが、将来の仲裁裁定から九〇日以内に I C C J に提訴されなければ、この貨幣用金は、コルフ海峡事件のサテイスファクションの一部として、イギリスに引き渡されるとしていた。同時に、フランス、イギリス、アメリカの三国は、アルバニアかイタリアのいずれかが原告となる上記の「1」もしくは「2」の訴訟において、被告として I C C J の管轄権を受諾することを明らかにしていた。⁽⁵⁷⁾

そこで、一九五三年に仲裁が、この貨幣用金がアルバニアに帰属する意見を示した後に、イタリアが I C C J に提訴したが、原告イタリア自身が、先決的抗弁として、イタリアの申立の第一（「フランス、イギリス、アメリカは、パリ条約にしたがつて、アルバニアに返還すべき貨幣用金を、アルバニア法によつてイタリアが被つた損害の賠償の一部として、イタリアに引き渡すべきである」）は、アルバニアのイタリアに対する国家責任の問題を含んでおり、アルバニアの合意なくして、裁判所はかかる問題の審理を行う管轄権をもたないと主張した。⁽⁵⁸⁾ 裁判所は、本件の原告の申立の第一は、イタリアとアルバニアとの紛争であり、アルバニアの合意なくして審理を行うことは、管轄権の合意原則に違反するし、本件で、イタリアと共同被告二国によつて裁判所に付与されている管轄権については、これを行使することはできないとした。⁽⁵⁹⁾

本件の、「第三国の権利ないしは法的利益が、訴訟の主題を構成しているときには、裁判所は管轄権を行使することはできない」という規則（以下、「貨幣用金事件規則」とする）は、当該第三国との関係でいえば、管轄権の合意原則のコロラリーであるが、訴訟当事国が裁判所に付与した管轄権からすれば、その「行使」を控えるという判断である。⁽⁶⁰⁾ 本件の特徴は、原告イタリア自身が、自らの申立について、この規則の適用を請求していることにあ

る。そして、裁判所は、この原告による申立の解釈に忠実に「訴訟の主題」を解釈して、第三国の責任がこれを構成しているとして、審理を控えていると解することができる。というのも、被告イギリスは、イタリアとアルバニアとの間の紛争について審理しなくても、アルバニアに帰属する貨幣用金について、イギリスとイタリアのいずれが優先的にその引き渡しを受けるかを決定することはできると主張した。しかし裁判所は、イギリスの主張を過度の単純化であるとしてこれを退けて、ワシントン声明以来、本件の訴訟の主題は不变であり、それにしたがって、イタリアの第一の申立は、アルバニアに対する請求を中心としているとして、上記の結論を導いているからである⁽⁶¹⁾。そして、後続の事例においても、原則的にはICJは、「貨幣用金事件規則」を適用して、審理を控えることは制限的に行つてはいけない⁽⁶²⁾。

「貨幣用金事件規則」の本質は、裁判所の管轄権に合意を与えていない国の権利その他の法的状況について、審理・決定を行わないということにある。参加制度は、判決の拘束力が、ICJ規程五九条によつて当事国間に限定されていても、なお、判決の「影響」から第三国の権利ないしは利益を保護することを一つの趣旨としている。ここでは、あくまで、「第三国」に対する判決の「影響」が問題である。これに比して、「貨幣用金事件規則」は、判決の拘束力が五九条によつて当事国に限定されていようがいまいが、なによりも、合意なくして、ある国の権利その他の法的状況について裁判所が審理・決定を行うことからそうした国を保護し、裁判所の機能を適切なものにすることにある。したがつて、そうした国は、実際の「訴訟の当事国」ではないが、問題となつている裁判所の審理・決定の対象であるという意味では、「当事国」なのである。ここでは、裁判管轄権に合意を与えていないにもかかわらず、「当事国」にされてしまうことこそが問題なのであり、いかなる場合に、第三国がこの「当事国」になるかを決定する基準が、「訴訟の主題」である。

このように、「貨幣用金事件規則」は、裁判所の審理・決定の対象に焦点をおくのに対し、参加については、

裁判所の決定が与える、拘束力とは異なる「影響」に焦点があるのであって、両者は別個独立に判断される問題であるともいえよう。⁽⁶³⁾ したがって、「貨幣用金規則」から、第三国の「影響を受ける法的利益」について示唆がえられるとしても、それは、せいぜい「訴訟の主題を構成しない法的利益」という「否定的な」定義にしかすぎないの⁽⁶⁴⁾である。そこで、第三国が法的利益に「影響をうける」ことの意味は、その法的利益が、訴訟の主題を構成しているか否かという判断とは、別個に求めなければならないのである。この点で、「貨幣用金事件規則」の適用と、第三国の法的利益が「影響をうける」状況について、明確に区別しているのが、エルサルバドル対ホンデュラス境界確定事件である。

(3) エルサルバドル対ホンデュラス境界確定事件における「貨幣用金事件規則」と第三国のが「影響をうける」法的利益

本件では、ニカラグアが参加を認められる法的利益をもつことが承認されたが⁽⁶⁵⁾、裁判部は、かかる法的利益は、「訴訟の主題」を構成していないことも明言している。裁判部の論旨は、ニカラグアが本件審理に参加したとしても、裁判部は、ニカラグアがフォンセカ湾のコンドミニウムにおいて、権利をもつか否かについて決定することはしない、裁判部に決定を求められているのは、コンドミニウムの成立が肯定されるとすれば、それが、ホンデュラスに対抗できるかどうかを認定することだけである、かりに、コンドミニウムが、ホンデュラスに対抗できないのであれば、それは、コンドミニウムが存在しないというに等しい、こうした論理は、フォンセカ湾について、利益共同が認定されたとしても同様である、したがって、裁判部による判断は、かかる状況を考慮すれば、ニカラグアに「影響する」が、ニカラグアの利益が、貨幣用金事件における意味で、「訴訟の主題」をなすとはいえない、とうものである。⁽⁶⁶⁾

裁判部は、ニカラグアの「影響を受ける」法的利益を認めたが、それは先にみたように、次の意味においてであ

る。つまり、コンドミニウムにせよ、これらのフォンセカ湾の法的地位は、「客観的制度」として、普遍的性質をもち、裁判部は、まさに、湾の客観的制度の普遍的性質という実体法上の性質を、参加を正当化する法的利益への「影響」として承認することにおいて、訴訟手続きに反映しようとしたということである。

他方で裁判部は、ニカラグアの法的利益は、「影響される」が、「訴訟の主題」ではないと明言した。本件では、フォンセカ湾の法的地位が、エルサルバドルの主張するように、コンドミニウムであるとすれば、それが、ホンデユラスに対抗できるか否かが、裁判所によつて決定を求められている主題であつて、ニカラグアの法的利益や権利についての決定が行われるわけではないからである。ここで裁判部は、当事国間の訴訟の主題を、当事国の意図に沿つて慎重に定義し、ニカラグアの法的利益を「訴訟の主題」を構成する利益とはせず、ニカラグアの「非当事者参加」を認めたのである。

訴訟の原当事国の側からすれば、当事国の異議にもかかわらず、ニカラグアの参加を裁判部が認めるとしても、当事国が付託した「訴訟の主題」はそのまま維持されており、ニカラグアの参加は、これに何ら変更をせまるものではない。さらに、湾の客観的制度の普遍的性質を考慮すれば、湾に沿岸をもつニカラグアを訴訟に参加させて、ニカラグアの法的利益を認識することを通じて、審理をより充分なものにするという意味において、裁判部は、当事国によって付与された管轄権を完全に行使したと評価することもできよう。そして、ニカラグアのように「非当事者参加」を行う参加国に、判決の拘束力を及ぼすかという問題は検討を要するものの、本件でニカラグアは、判決の拘束力を認める意図を示しているのであるから、湾の法的地位に関する裁判部の判断は、当事国だけではなく、ニカラグアにとつても法的に確定的なものとなり、当事国は、将来においてこの点で新たな紛争が生ずる可能性が著しく減少するという利益を得ることもできるのである。^(66-a)

(4) 大陸棚境界確定事件における第三国の「影響を受ける法的利益」と「訴訟の主題を構成する法的利益」

上述のように、リビア対チュニジアと、リビア対マルタの二つの大陸棚境界確定事件では、ICJは、参加申請を脚下しておきながら、本案では、第三国権利主張の及ぶ区域には、裁判所の管轄権が及ばないとして、また、紛争の地理的区域を限定するという操作を行つた。とりわけリビア対マルタ大陸棚境界確定事件には、そうすることによつて、裁判所は、実質的にイタリアの参加を認めたりか、イタリアの権利主張を認めたに等しいという批判がある。⁽⁶⁷⁾ 裁判所も、本案におけるこのようない不自然な操作を正当化するにあたり、「貨幣用金事件規則」と法的利益に「影響をうける」国の参加の制度との関係を混乱させているようにみえる。

ブルキナファソ対マリ国境紛争事件で、裁判部は、陸地の境界確定と大陸棚の境界確定とを区別して、後者においては、大陸棚制度と大陸棚の境界確定を規律する国際法規則にしたがえど、境界確定を行う二国間の合意や、それに代替する裁判判決が、第三国との関係で、とりわけ、衡平の原則の趣旨に反する可能性があると指摘している。⁽⁶⁸⁾ 上述のように、衡平の原則にしたがつた境界確定を実施するためには、近接している第三国存在、第三国の権利や同一区域に対し行われている権利主張が考慮されることのない境界確定は、すべての関連のある事情を考慮することを要請する衡平の原則に違反するおそれはある。このことは、将来、国連海洋法条約八三条の適用が裁判所に問われる場合でも、「国際法にしたがつて」「衡平な結果」を達成するように境界確定を行わなければならないのであつて、同様に解ることができる。これらの国際法原則の要請によれば、地理的に近接している第三国⁽⁶⁹⁾の存在や、同一区域に對して存在する権利や権利主張は、ICJ規程六二条にいう「影響をうける」法的利益の一つであると認めることができよう。したがつて、これらの原則上で、第三国権利ないしは法的利益は、別の二国間の境界確定においても、考慮されるべき極めて高い可能性をもつのであつて、そうした法的利益をもつ第三国には、他の要件がみたされるのであれば、ICJ規程六二条の参加が認められるべきである。

けれども、大陸棚の境界確定は、第三国存在や権利主張を考慮して行うべきであるという国際法の要請がある

としても、かかる要請ゆえに、訴訟当事国間の境界確定事件において、つねに、第三国の権利ないしは法的利益が、「訴訟の主題」を構成するのであって、裁判所は、第三国の合意なくして審理を行えないとか、I C J のように、判決の及ぶ地理的な範囲から、第三国の権利主張の行われている区域を除外しなければならないといえるかは疑問である。あるいは、学説の主張するように、大陸棚の主権的権利は普遍的性質をもつのであって、そのような性質が裁判解決に反映されなければ、主権的権利の意義そのものが失われかねないという理由で、「貨幣用金事件規則」の適用を認めて裁判所が審理をひかえるべきであるということは、直ちには妥当であるとはいえない。⁽⁶⁹⁾

たしかに、衡平の原則が適用されるにせよ、国連海洋法条約八三条が適用されるにせよ、裁判所は、このような第三国の中立や権利及び権利主張を考慮する要請をうける。ただしそうした考慮は、まずは、訴訟当事国の提出する証拠や、裁判所が知り得た地理的状況などの範囲において行われればよい。もちろん、第三国の参加が認められれば、裁判所はより充分な情報をもって、これらの考慮を行えることはいうまでもない。ただし、先に確認したように、「貨幣用金事件規則」にしたがえば、第三国の権利や法的利益が、「訴訟の主題」を構成しており、これを第三国の合意なく審理・決定することはできない。そして、かりに、大陸棚の境界確定事件で、第三国がこのよう地位をもつとすれば、次のような状況の場合に限定されるべきであろう。

第一には、裁判所の任務が、境界確定線の確定であって、境界線までは訴訟当事国の主権的権利が及ぶことの決定であることである。第二に、国連海洋法条約の適用がある状況を想定すれば、関係国の沿岸間の距離が四〇〇マイル以下であつて、沿岸から二〇〇マイルの距離までは、同条約七六条一項の規定によつて当然に認められる関係国の大陸棚への主権的権利が、相互に重複しており、訴訟当事国の主権的権利が決定されることによつて、主権的権利の普遍的性質を反映しようとすれば、同時に、第三国の主権的権利が否定される結果になることである。⁽⁷⁰⁾ リビア対マルタ大陸棚境界確定事件で、I C J が、「絶対的な」意味において、境界確定が行われる場合を指摘してい

るが、ここにのべた「主権的権利の決定」とは、それと同様の趣旨と解することもできる。ただし、本件で裁判所の任務が、境界線の特定であつたとはいえない。第三に、第二で対象となる第三国との「権利」は、単に第三国が「権利主張」を行つてゐるだけではなく、第三国の主権的権利であることである。これらの要件が満たされる場合には、第三国の権利が、訴訟当事国間の「訴訟の主題」を構成する可能性が高い。

リビア対マルタ大陸棚境界確定事件では、これらの要件がみたされていわけではない。そもそも、裁判所の任務について、付託合意の解釈が当事国間で争われたが、境界線の確定が裁判所に求められていたわけではない。⁽⁷¹⁾また、裁判所は、第三国との「権利」と「権利主張」との区別を行うこともなく、第三国の権利主張の存在している区域を、判決の及ぶ地理的範囲から除外してしまつていて⁽⁷²⁾いる。これらに鑑みれば、裁判所が判決の及ぶ地理的範囲を上記のように限定したことは、「第三国の権利主張によつて、裁判所の権限を限定することを認めてしまつた」という批判が妥当するのである。⁽⁷³⁾

したがつて、ICJは、第一に、イタリアの参加を認めて、イタリアの権利や権利主張の考慮も含めて、衡平の原則にしたがつた境界確定を行おうことはしなかつたこと、第二に、判決の地理的範囲の限定において、実際上は、イタリアの権利が「訴訟の主題」であるとして、その権利や権利主張の及んでいる区域についてまでも審理を行わないという結果を導いたこと、第三に、付託合意が予定していない管轄権の行使の限定によつて、当事国の意図の尊重という要請にそむくと同時に、訴訟当事国と第三国との利益の均衡を適切に行わなかつたことによつて、「管轄権を完全に行使しなければならない」という自らの原則に背反し、紛争のより完全でよりよい解決をはかることもしなかつたといえよう。

五 むすびにかえて

本稿では、ICJ規程六二条が規程する訴訟参加の要件、「影響を受ける」法的利益を、「紛争の多数国間化」という要請に、国際裁判手続きがいかに応ずるかという観点から考察してきた。ICJの先例は、同条の参加を認めたものは特別裁判部による一例にとどまっており、その二国間主義に批判を浴び続けている。大陸棚境界確定事件では、一方で、参加申請を脚下しながらも、他方で、実際上は判決の第三国への影響を認めて、それを保護するために、紛争の地理的範囲の限定という操作を行い、訴訟の原当事国間の紛争解決のために、付与された管轄権を完全には行使していないという、深刻な閉塞状況を生じていた。こうした、裁判所による二国間性の固持が惹起する閉塞状況を解き、参加制度の運用をはかるためには、第三国の法的利益に関する考察が不可欠であると考えられたのである。しかも、ICJの先例には、参加を認めた事例に限らず、ブルキナファソ対マリ国境紛争事件などには、少なくとも重要な契機が潜んでいたのである。

参加の要件としての第三国の法的利益は、参加形態論や参加に関する裁判所の管轄権の問題とも密接に関連する。エルサルバドル対ホンデュラス境界確定事件で、裁判部がニカラグアに「非当事者参加」⁽⁷⁴⁾を認めて以来、学説では、参加形態論や、参加に関する裁判所の固有の管轄権論が盛んである。⁽⁷⁵⁾たしかに、「非当事者参加」は、訴訟の原当事国が付託した紛争を維持し、その範囲での参加を認めるものであり、その意味で、原当事国の利益がはかられるとともに、第三国の利益も保護される有用な方法である。ただし、「非当事者参加」がその実際上の意義を強調されるのは、原当事国が参加に合意したり、参加国との間に管轄権の基礎を設定することがまれであるために、裁判所の参加に関する固有の権限を根拠として、ICJ規則八一条二項(c)にいう「管轄権の基礎」という要件を排除することと表裏をなしているからである。そうした、裁判所の固有の権限が正当化されるのも、根本的

には、まさに、第三国の法的利益が審理において考慮されることを実体法が要請しており、そうすることによりて、付託された紛争の、より完全な解決を導くような性質の利益であるからであろう。また、「当事者参加」では、管轄権の基礎が必要であるとされているが、その場合であっても、訴訟の原当事国が付託した紛争は、第三国の、いや、「第三の当事国」の出現によつて、三國間の新たな「紛争」が再構成されることになる。ICOJは、こうした再構成を認めようとはしていながら、これについても、第三国の権利や法的利益が、原当事国と第三国との間で、「審理・決定」を求められている場合と、そうではない場合との比較および区別の正確な認識によつてこそ、その是正が検討されるべきよ⁽⁷⁶⁾う。訴訟参加については、参加制度をいかに運用するかという点で、「(より)良い司法運営 (la bonne administration de la justice)」とか、「裁判機関としての(機能の)一體性 (judicial integrity)」を実現するという議論が行われることが多い。けれども、それらの概念に込められる意味は一義的ではなく、これらの概念が多義的に用いられる」とが、まさしく、参加制度が、国際裁判の機能と本質という根底に関わる問題であることを如実に表している。

管轄権が国家の合意に依拠するという、国際裁判のもつとも基本的な性質からすれば、第三国の参加を認めることは、訴訟当事国が予測しなかつた、あるいはそれを望んではいない要因を、紛争解決にあたつて裁判所が考慮することになるばかりか、参加の形態によつては、訴訟当事国が設定した紛争の構成を変質させることすらある。それゆえに、訴訟当事国が合意しない参加を認めることは、今後国家が裁判所に紛争を付託することに対する否定的因素になるとして、「より良い司法運営」の観念に反するという主張が行われることになるのである。⁽⁷⁷⁾

した国際裁判に固有の事情からすれば、参加を容易に広くみとめることには慎重でなければならない。ましてや、裁判所の国際法の発展に関する機能を期待したり、あるいは法や法による理由づけの、論理としての普通性を強調して、当該事件とは密接に関連する法的利益をもたない国家にまで参加を認めようとする議論は、まさしく

く、上記のような、裁判付託へのデイスインセンティヴを招く、裁判所の機能を阻害しかねない。管轄権の基礎を合意におく国際裁判においては、訴訟当事国間で、紛争の付託時において成立していた利益の均衡を乱してやむ、第三国に参加を認める」とを正当化である有力な根拠があるとすれば、それは、まずは、第三国の保護される権利や利益が、実体法上その考慮を要請される権利ないしは利益であることに求められようし、第三国が受ける「影響」についても、実体法上にその根拠が求められよう。なぜならば、実体法上、第三国の権利ないしは法的利益の考慮が要請されているのであれば、そうした第三国の法的利益が審理において考慮されるにについて、原当事国は予測するにとどが、正当に期待されるからである。⁽⁷⁸⁾ また、第三国の参加を認めて、訴訟当事国の主権的権利のんとき権利の普遍的性質を、第三国との関係においても確保でやるには、訴訟の原当事国にとって、必ずしも不利益になるとはいえないからである。

しかし、なによりも、裁判所が、第三国の法的利益を考慮するにとどめ、紛争の解決をより完全に行はんがでやれ、原当事国に付託された管轄権をより完全に行使であるのであれば、これこそが、「よりよき司法運営」の具現に他ならぬなのである。

(一) もとあたゞ、小田滋「国際司法裁判所における第三国の訴訟参加」国際法外交雑誌、八四卷1号、1—118頁、Shabtai Rosenne, *Intervention in the International Court of Justice*, Dordrecht/Boston/London, 1993; Christine Chinkin, *Third Parties in International Law*, Oxford, 1993; Sabtiago Torres Bernárdez, 'L'Intervention dans la procedure de la cour internationale de justice, *Recueil des cours*, 1995, tome 256, pp. 193-458; Von Konstantin Günter, 'Zulässigkeit und Grenzen der Intervention bei Streitigkeiten vor dem IGH, Rechtsfragen Zu Artikel 62 und 63 des IGH-Statuts', *German Yearbook of International Law*, vol. 34, 1991, pp. 254-295. ふたび外に、*裁判外の場所で個別に紹介す。*

(二) PCIJ規程六一、六三条は、現行のPCIJ規程六一一条一項で、「第三国が第三 party」 ふたび文語が削除された以外には、PCIJ規程六一、六三条は同文である。六三条の規定する条約当事国が参加については、仲裁判決の拘束力との関係で、一九八九年ハーグ第一

- 条約五六条を修正した。一九〇七年ベーグ第1条約五六条にも、回避の規定がちゃんと存在していた。しかし、仲裁はおこり、参戻母體を行わされた事例は存在しない。第一回避規則11条は、あいだな規定である。日本との歴史密接性を持つことから、Shabtai Rosenne, *The Law and Practice of the International Court, 1920-1996*, Vol. III Procedure, The Hague/Boston/London, 1997, pp. 1481-1488; Shigeru Oda, 'Intervention in the International Court of Justice: Article 62 and 63 of the Statute,' in Rudolf Bernhardt, Wilhelm Karl Geck, Günter Jaenische und Helmut Steiner, herg., *Völkerrecht als Rechtordnung: Internationale Gerichtsbarkeit · Menschenrechte · Festschrift für Herman Mosler*, Berlin/Heidelberg/New York, 1983, ss. 629-639. 田淵誠「出一」紙1輯。2021年1月号の国際裁判所法論文集に翻訳されており、Emmanuel Decaux, 'La jurisdiction internationale permanente, L'intervention,' par Société française pour droit international, colloque de Lyon, *La juridiction internationale permanente*, Paris, 1986, pp. 224-230, 234-236, 243-253.
- (22) ルーフィー Lori Fisher Damrosch, 'Multilateral Disputes,' in Lori F. Damrosch ed., *The International Court of Justice at a Crossroads*, New York, 1987, pp. 376 ff.; James Crawford, 'The International Court of Justice, Judicial Administration and the Rule of Law,' in Bowett and Others, *The International Court of Justice, Process, Practice and Procedure*, The British Institute of International and Comparative Law, 1997, pp. 116-118; Chinkin, op cit., supra note 1, PART II 8.
- (23) ルーフィー Crawford, op cit., supra note 3, p. 116, Emmanuel Decaux, L'Arrêt de la cour internationale de justice sur la requête de l'italie à fin d'intervention dans l'affaire du plateau continental entre la libye et malte, *Annuaire française de droit international*, tome XXX, 1984, p. 282.
- ルーフィー 根本的問題は、規則11条が、裁判所の強制権を規定した条項であり、強制権は実現しながらもなかなか実現されないのが現状である。長い條項も長い議論も書かれているが、議論が存在したくなると把握もあれば、Edward Hambro, 'The Jurisdiction of the International Court of Justice,' *Recueil des cours*, 1950-I, p. 140. これが経緯は、参加国は、現行の一〇一規則八一一条11項で、強制権の範囲の規定をしてしまったが、議論の本質は、これが法廷法上の処理だけではなく、实体法上の権利義務が、紛争の「多数国間化」を反映してこの状況を抱えているからであるとする点にある。
- (24) 一〇一規則が、長川條はねこい、「おお」一つの参加のタイプである、多数国間条約の解釈が問題となる事件をおおふ、条約当事国の参加を規定している。これが二つ目は、条約の当事国やおおいが認められない、「権利」ルール、参加が権利の行使を前提とする。これが三つ目は、裁判所が、参加の訴訟を裁量おいて判断しておる、「権利」性が希薄になつておるから、控訴あるく、令なへんく、八一一条の「論議をいため法廷利益」が生じるような困難な問題は抱えなくなつておる。これが四つ目は、Chinkin, supra note 1, pp. 150-152; by the same author, 'Third Party Intervention before the International Court of Justice,' *American Journal of International Law*, Vol. 80, 1986, pp. 496-499; D.W. Greig, 'Third Party Rights and Intervention before the International Court,' *Virginia Journal of International Law*, Vol. 32, 1992, pp. 308-313.
- (25) ICJ Reports 1954, pp. 32-33.

(1) Emmanuelle Jouannet, 'Le principe de l'or monetaire, à propos de l'affaire du timor oriental (portugal c. australie)', *Revue générale de droit international public*, Tome 100, 1996, p. 687.

(2) *ICJ Reports* 1973, pp. 325; *ICJ Reports* 1974, pp. 530, 535.

(3) 核実験事件における当事者の権利や法的利益の保護が多々、たゞ一例、 Taslim O. Elias, 'The Limits of the Rights of Intervention in a Case before the International Court of Justice, in op cit., supra note 2, p. 162; Edardo Jimenez Aréchaga, 'Intervention under Article 62 of the Statute of the International Court of Justice,' in ibid., pp. 463-464. 参照、 Gaetano Morelli, 'Fonction et objet de l'intervention dans le procès International,' in Jerzy Makarczyk ed., *Essays in International Law in Honour of Judge Manfred Lachs*, The Hague/Boston/Lancaster, 1984, pp. 404-405.

(4) 同様の趣旨をもつて、 Decaux, op cit., supra note 2, p. 234.

(5) 新堂幸司『民事訴訟法 第11版』(筑摩書房、1981年) 四六九—五11頁。

(6) ICIJ規程では、訴訟参加の形態についての規定がない。一方では、参加の「田畠」との関係で、田畠の権利を訴訟の当事国は対抗して主張する「当事者参加」と、ややした対立関係をもたらす、「非当事者参加」ふたつの区別を議論するところが多い。たゞ一例、チャリカア対リビア大陸棚境界確定事件マルタの参加申請判決、*ICJ Reports* 1981, paras. 20, 32-34。一方でマルタ大陸棚境界確定事件では、ICIJは、イタリアの参加について、イタリアの「影響を及ぼす」法的利益が田畠をねらって検討した、シレト対マルタ大陸棚境界確定事件イタリア参加申請判決、*ICJ Reports* 1984, para. 28. また、ヘルサルバドル対ボン・ラス陸地、島、海域境界確定事件ニカラグアの参加申請判決、*ICJ Reports* 1990, paras. 88-92。

国内法については、多様な参加の形態が条文上の根拠を示さぬでない。ややした参加形態の類型論や、あらざる類型化の根底そのものについて、研究が進んでくる。たゞ一例、井上治典『多数当事者訴訟の法理』(弘文堂、1981年)、特に、「参加」「形態論」の機能とその限界——再構成のための一覧表——」、110頁以下、同『多数当事者の訴訟』(信山社、1991年)。されども国際裁判においては、ICIJ規程及びICIJ規則において、参加については極めて限られた条文しか与えられてこな。こうした状況で、国際裁判における訴訟参加制度を検討するにあたっては、国内法上の制度を安易に類推するよりも、なによりもまず、訴訟参加に関する規定にある参加の要件や、実際に裁判例にあらわれた、参加の可否を決定するに際しての要因や基準に眼した検討が求められよう。同様の趣旨を示すものとして、Decaux, op cit., supra note 2, p. 224.

(7) たゞ一例、五九条の規定があらざる問題ないか、六十一条が第三回目の「影響」を規定しているのは、「實際上」事実上」の影響を意味するのである。されば判決やのものよりだけではなく、判決理由による影響やその他の見解がある。Gaetano Morelli, op cit., supra note 9, p. 404; Nagendra Singh, *The Role and Record of the International Court of Justice*, Dordrecht/Boston/London, 1989, p. 201. チュリカア対リビア大陸棚境界確定事件で参加申請を行ったマルタは、マルタの法的利益への影響が五九条によっては保護されないと主張したが、判決をのむおこし、判決理由や判決を導いた要因が、マルタと訴訟当事国との関係に将来影響を及ぼすことを危惧してこだ、Em-

manuel Decaux, L'Arrêt de la C.I.J. sur la requête à fin d'intervention de malte, dans l'affaire du plateau continental entre la tunisie et la libye (14 avril 1981), *Annuaire française de droit international*, tome. XXXVII, 1981, p. 191.

(14) ハルバム大陸棚境界確定事件マニタ参加申請訴訟' op cit., supra note 12 para. 22.

(15) Ibid., para. 33

(16) Ibid., paras. 12-13.

(17) Ibid., paras. 15-16.

(18) Ibid., paras. 29, 33. ハルバムクラス境界確定事件ド' リカグトは、ハヤハヤカ湾の地位を認めた結果、参加を認められたが、境界確定を認めたが、一般的にしか主張やめなかつた。しかし、ICJ Reports 1990, paras. 74-79. マニタの「法益利権」を認めた分析ド' Decaux, op cit., supra note 13, pp. 190-192.

(20) ルシスラム議論ド' Philip C. Jessup, 'Intervention in the International Court of Justice,' *American Journal of International Law*, Vol. 75, 1981, pp. 903-909; John T. Miller, Jr. 'Intervention in Proceedings before the International Court of Justice,' in *The Future of the International Law*, New York, 1976, pp. 555-556. グレーブスの議論ド' Greig, op cit., supra note 5, pp. 294-295, K11条の規定では、国際法の発展を認めた結果、該規定の存在によるもとで、Gerald P. McGinley, 'Intervention in the International Court : The Libya/Malta Continebtal Shelf Case,' *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 34, 1985, pp. 680-685.

(20) 前注参照。裁判所の機能を認めた議論ド' René Jean Dupuy 'Formalisme juridique et Cour International de Justice,' in Jerzy Makarczyk et., *Theory of International Law at The threshold of the 21st Century, Essays in Honour of Krzysztof Skubiszewski*, The Hague/London/Boston, pp. 393-394.

(21) ハルバム大陸棚境界確定事件マニタ参加申請訴訟' op cit., supra note 12 para. 33. ハルバム大陸棚境界確定事件マニタ参加申請訴訟' op cit., supra note 12 para. 42. ただし、一方で、他のものと異なり、五九条によると、二二条の規定は意義を失なつてゐる。ちなみに、判決はもとより影響を及ぼさぬことを明確に認めた。一方で、五九条によると、保護新に依拠するか、ルスラム、参加を申請して訴訟経験をはかるかの選択を述べられてゐる。ルスラムによると、ibid., para. 42. 以上の点にて、B.C. Niemal, 'Third Party Intervention before the International Court of Justice,' in R.P. Dhokalia and B.C. Niemal eds., *International Court of Justice, Essays in Memory of Professor Dherma Pratap*, Allahabad, 1994, pp. 214-215.

(22) Op cit., supra note 12 para. 72. ただし、本件では、既述の事項ド' リカグトの参加を出頭せしめ法益利権が、かうして認められた。しかし、本件では、一九一七年の中央ヘメラカ同法裁判所の判決で、ハルバムクラスリカグト間の紛争において、ハルバムは歴史的湾であつて閉鎖海の性質を有す、湾を囲む三国は、水域の共同所有者(co-owner) であると認定されておつた。ハルバムの判定をもと、ハルバムは抗弁を認めず主張ド' Greig, op cit., paras. 27, 30. リカグトの認定をもと、ハルバムは抗弁を認めず主張ド' Greig, op cit.,

- (supra note 5, p. 305.) へした事情を述べ、ニカラグアは、本件で、ニカラグアが参加を正当化されるような法的利益をもつて立場に出た。終局母譲國はなく、かかる法的利益に意義をもたらす争議当事國側は主張した。C4/CR 90/5, p. 29, Marcelo G. Kohen, 'La requête à fin d'intervention du nikaragua dans l'affaire du différend frontalier terrestre, insulaire et maritime (elsalvador/honduras), L'ordonnance de la cour du 28 février 1990 et l'arrêt de la chambre du 13 septembre 1990,' *Annuaire française de droit international* tome XXXVI, 1990, pp. 356-357. 一九一七年中央アメリカ回法裁判所における紛争で当事国であったのは、エルサルバドルとニカラグアであるが、一九九〇年のニカラグアの参加申請に対し示した異議の中で、エルサルバドルは、ニカラグアと本件当事国との間に、ニカラグアがセカ湾の法的地位ではないが、紛争は存在しない、と主張している。エルサルバドルによれば、ニカラグアにとって、フォンセカ湾がコハクムの法的性質をもつたとば、一九一七年判決によって確定しており、本件の問題は、かかるフォンセカ湾の法的性質をホンダコラスが抗議するか認めかねかが問題であるからである。エルサルバドル対ホンダコラス境界確定事件, op cit., supra note 12 paras. 50, 70. 上記のように、裁判部は、一九一七年判決の既判力という点に関しては、ニカラグアがその判決を受諾しない意思を表明してこれを確定して、むしろ、ニカラグアが一九一七年事件の当事国であつたがゆえに、湾の法的制度の認定によって、影響をうける法的利益があつたのである。裁判部が、本件で裁判部は決定を求められてゐる問題は、「ニカラグアがコハクムリカムを構成してゐるからこそ、それを、ホンダコラスに対抗できるか」であるとして、ニカラグアのむ「影響をうかる」法的利益は、本件の紛争の主題を構成するものではないとした点については、後に検討する。
- (23) Ibid., para. 73.
- (24) ニカラグア・マルタ大陸棚境界確定事件イタリア参加申請判決、小田判事反対意見, op cit., supra note 12 para. 37' (同上) リンガス判事反対意見, ibid., para. 30, Rosenne, op cit., Supra note 1, pp. 157-159. ような状況では、終局母譲國の一判決は、二条の二つだといふ、管轄権の基盤を取扱ふべきは不適切であるとする意見である。Oda, op cit., supra note 2 p. 643; Giuseppe Sperduti, 'Juridictions et jurisprudence internationale, Notes sur l'intervention dans le processus international,' *Annuaire français de droit international*, tome XXX, 1984, p. 275.
- (25) ニカラグア・マルタ大陸棚境界確定事件、*ICJ Reports* 1982, para. 33; ニカラグア・マルタ大陸棚境界確定事件イタリア参加申請判決, op cit., supra note 12 para. 42; ニカラグア・マルタ大陸棚境界確定事件、*ICJ Reports* 1985, paras. 20-33.
- (26) Op cit., supra note 25 para. 33.
- (27) Ibid., para. 130.
- (28) Op cit., supra note 25 para. 21.
- (29) Ibid.
- (30) 付託合意一條, ibid., para. 2. もう一つの裁判所の任務の範囲については、具体的な線引きを望むマルタと、適用される原則及び規則の適用による影響をうける問題の範囲、見解の不一致があつた。ねどり裁判所は、本件の付託合意が、リピア対コリシア大陸棚

境界確定事件における付託合意とは異なり、「実際的な方法」に言及してこなすことや指摘しても、本件の付託合意一条にこう任務を実現するためには、必然的に方法に関与する」とも含めないと判断したのである。ibid., para. 19.

- (31) ハハヤ裁判所が、判決の「相対的効果」論から、「絶対的効果」論へ移行してこねじう指摘として Singh, op cit., supra note 13, pp. 211-212.

(32) *Reports of International Arbitration Awards*, Vol. 18, 1977, Part I, para. 28. もともと、イギリスは、北海大陸棚事件や、西シエラが地理的状況からして、その大陸棚を前方へのばせなこという効果があれどもが考慮されたが、同様に、本件でも、アイルランの地理的状況によつて、イギリスの権利に制限的な影響が及ぶことを考慮するがためにとしたが、仲裁廷は、これを拒否した。ibid. paras. 24-27. 本件と同様の例として、他の二、一八九九年ブリティッシュ・シヨギニアの境界に関するイギリス対ヴァネズエラ仲裁がある。これらの点について Greig, op cit., supra note 5, p. 335.

- (33) Op cit., supra note 32, p. 5.

- (34) *ICJ Reports* 1986, para. 46.

(35) Ibid. もともと裁判部は、裁判部に決定を求められる内容はよいか、以下に区別を行つてゐる。それは、「(1)境界交差点の決定」が求められべき場合と、本件のように、訴訟当事国が提出した証拠に基づいて、「(2)国間の陸地境界線がどこまであるかの決定」を求められる場合とでは区別されるのであって、前者については、第三国との合意が必要になることもあり得る、ところである。それに裁判部は、後者の決定は、論理的な結果として、第三国の領域がその境界の終点の先に位置しており、また、訴訟当事国は、境界の終点までは、排他的な主権を持つことを命意 (imply) してゐるれば、いかなる境界確定についてもその基底はあらー重の想定であるが、一方で、訴訟当事国は、かかる想定を第三国の権利主張の存在を理由として、原則としてつがえすことはできず、他方で、この想定は、第三国に対抗する根拠を与えるものではない」として述べてゐる。ibid., para. 49.

- (36) Op cit., supra note 25 para. 21.

(37) もともと、裁判部は、「陸地境界線を確定する過程」と「大陸棚の境界確定に適用のあら原則や規則を決定する過程」と述べており、「境界確定」の過程を陸地と大陸棚とで対置してくるようにはよめなこ、op cit., supra note 34, para. 47.しかし、それに続く部分では、「大陸棚の境界確定を要請された裁判所」としてふるのであつて、陸地と大陸棚の境界確定を対置してこねじう解釈してゐる。なお、リビア対マルタ大陸棚境界確定事件では、付託合意が、裁判所に決定を求める点について、「境界確定」という言葉や、チュニジア対リビア大陸棚境界確定事件の付託合意のよひ、「実際の方法」という表現を含んではいなかったために、これを考慮して裁判部は、「大陸棚の境界確定」という表現を用いなかつたとも考へられてゐる。

- (38) Ibid.

- (39) *ICJ Reports* 1969, paras. 14, 35-36.

- (40) 次に述べゆよひ、同条では、合意によつて「国際法」あらこは「衡平な解決」という目的及び結果の側面からの拘束が及ぶと解すれども

がやめるが、合意が成立しない場合は、「国際法」に基づいた、「平衡な解決」を達成する境界画定が、当然に、国家を拘束するとは必ずしも言えないと。

(41) いれらは関する議論としては、拙稿「大陸棚の境界画定における平衡の原則——慣習国際法の形成過程の視点に基いて——」で、国家学年雑誌、一〇一巻七・八号、二二二一—二四、二二七一—二八、六三一六五頁、三、回一一・二二号、七五一八〇頁。

(42) いの点は、同条が平衡の原則派と等距離原則派との対立から妥協として生まれたことからすれば、より慎重な判断を必要とする。また、同条にいう「平衡な解決」の実現という要請と、平衡の原則の適用との差異も検討されなければならない。兼原前掲、
丁、六一一大五頁。

(43) 境界確定の意義についてば、ブルキナファソ対マリ国境紛争事件や、裁判部が明快に論じてゐる、前注³⁵参照。

(44) いの点についても、やはりブルキナファソ対マリ国境紛争事件で、裁判部は、管轄権の存否の問題と、管轄権の行使の限界の問題として、その区別を明かにしている、op cit., supra note 34, para. 45.

(45) Op cit., supra note 25, para. 19.

(46) 新常識摘要、注12 国七〇、四九三、五〇九-五〇頁など。

(47) 國際法における法の欠缺の觀点から、いへした理解を示すものとして、Prosper Weil, ‘“The Court Cannot Conclude Definitively” Non Rique Revisited,’ in Jonathan I. Charney, Donald K. Anton and Mary Ellen O’Connell eds., *Politics, Values and Functions : International Law in the 21st Century, Essays in Honor of professor Louis Henkin*, The Hague/London/Boston, 1997, pp. 110-111.

(48) せ記の意が、管轄権の基礎を述べる回避論、訴訟の本質的な法的關係を定義するものとして、訴訟合意の重要性を強調するものとして、Hugh Thirlway, ‘Reflections on the Articulation of International Judicial Decisions and the Problem of “Mootness”’, in Ronald St. John Macdonald ed, *Essays in Honor of Wang Tieya*, Dordrecht/Boston/London, 1994, p. 792.

(49) CR 81/2 p. 10 など、当事国は、裁判所による「もつとも司法運営 la bon administration de la justice」を根拠として、参加制度が、当事国による紛争の付託によって、ディスインセンティブにならうとしている。われらの「もつとも司法運営」とは、一義的であるとは限のないものであつて、むしろ、参加を認めて充分な情報を得ることによつて、裁判所が「より適切で正確な審理・決定を行つた」とよりよい司法運営と呼ぶにふさわしいであるはずである。

(50) わいふむ、大二条一項にいう裁判所の決定が、裁判所の裁量であつてはならず、ICOJ規程にしたがつて決定を下さねばならないが、ICOJ規程が、いりかえし確認してくる、たとえば、チャリシア対リビア大陸棚事件マルタ参加申請判決や、いの点は、確認されてゐる、op cit., supra note 12 para. 17; リビア対マルタ大陸棚境界確定事件イタリア参加申請判決や、いの点は、確認されてゐる、op cit., supra note 12 para. 12。「もつとも司法運営」であるとか、裁判機関としての、(機能の) 一体性とは、裁判所の参加申請に関する判断が、訴訟当事国と参加国との、紛争を二国間に限定して解決するか、あることは、多面化 (二面化) して解決するかの選択の自由を保証した上で、訴訟当事国と第三国との利益の均衡をなかねむるもの、裁判所の管轄権を完全に行使してより確実な裁判解決をはかるものである。ICOJ規程六二一条一項にいう裁判所の決定の評価も、いへした観点

かむけわれぬぐめじあぬ。Nagendra Singh, op cit., supra note 13, p. 212; Karin Oellers-Frahm, 'Anmerkungen zur Intervention Italiens in Verfahren zur Abgrenzung des Festlandssockels zwischen Malta und Libyen,' *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, 44/3, 1984, pp. 846-847.

(51) Op cit., supra note 12, para. 39.

(52) Op cit., supra note 12 para. 52.

(53) ノの他に、リカハクハシタヤニテ軍事活動事件におけるアメツカは、エルサルバドルをばんぬるべく、「不正欠の当事者」が参加していな
シトハセ野田ムコト、請求の権利可能性を争つた' *ICJ Reports* 1984, para. 86.

(54) Giuseppe Sperduti, op. cit., supra note 24, pp. 276-277. ノの指摘をれば自体は「正規を射つる。われども、やへやあるがゆえに、第三国のが
参加を認めるべくあらね、れども、実際上は、紛争当事国との間に管轄権の基礎を得られる可能性が低く、「当事者参加」が裁判所によつて許
可される可能性も低いので、「非当事者参加」ノヤを管轄権の基礎として認めるべくあら、ヒラウ主張は、参加制度の意義につつて、性急
かねば始論ハコトス。参加を請求する根拠となる、「影響をうける法的利権」と「訴訟の主題」を構成する法的利益、ヒジハ一いつの概念がつ
て、性急にいれを回一のゆのふるいベシシモハル、参加制度の意義そのもの認識を欠くおそれがあらかじめある。

(55) '貨幣用金事件判決' op cit., supra note 6 pp. 32-33.

(56) Ibid., p. 32.

(57) Ibid., p. 21.

(58) Ibid., p. 21-22.

(59) Ibid., p. 32-33. 第1の申立てに依存するふるさと理由で、裁判所は審理しなかつた, ibid., p. 34. ノの延びてこ
トば、カルボイロ刑事の反対意見があぬ、ibid., pp. 43-44. 紛争によつて、疑問が提起されつゝあるが、だといへば、Ibrahim F.I. Shihata, *The
Powers of the International Courts to Determine Its Own Jurisdiction : Competence de la Compétence*, 1965, pp. 233-235, 異なる見解ムコト、
Thirlway, op cit, supra note 48, pp. 802-803.

(60) エヘヌヌ、本件ドヤハベト裁判所が、ルカヌヌ、ヘルガリトを被却しやる訴訟であるにもかかわらず、本国を相手とする訴訟の付託その
ものに欠陥 defect おおぬムコト、op cit., supra note 6, p. 35. まだ、「貨幣用金事件規則」を、第三国の責任が問題になる場合に限定する解
釈の可能性などはつこては、Greig, op cit., supra note 5, pp. 350 ff. ノヤハ、エルサルバドル対ホンダニラス境界確定事件で裁判部が、「貨幣
用金事件規則」を、第三国の「國家責任」が「訴訟の主題」を構成してこゑし前に限定した解釈をとつてこゐと指摘されてゐる。

また、「貨幣用金事件規則」の適用は、訴訟当事国によつて付却された管轄権の行使を控へぬから判断であるため、「管轄権」の問題ではな
く、「取扱可能性」の問題いわねぬが、裁判所の訴訟審理の機能を保護するから、司法機關ムコトの機能の一体性に關わる性質をもつ固有の
問題であるとして、管轄権行使の相適性 (propriety) の問題との類似性を強調する学説もある。ありわけ、裁判所が、当事国に付託した「紛
争」ならこそ申し立てを「再構成」して、第三国の法的利権が「訴訟の主題」を構成するとして管轄権行使を控えるよつた場合には、裁判所の

訴訟参加の要件としての「影響を受ける」法的利益（兼原敦子）

同法政策が混入してくるべき指摘がある。たゞ一例、Shihata, op cit., supra note 59, pp. 233-236, 見よる、後注、62参照。

(61) Op cit., supra note 6, pp. 31-32.

(62) 後続の事例で、同規則を適用して裁判所が審理を控えた例としては、一九九五年の東ティモール事件がある。本件については、裁判所が原則がルートガルの申し立てを意図的に「構成し直す」ことによって、イングランドの行為の法的評価が、「訴訟の主題」を構成するに至ったところ由来で、裁判所は本件での管轄権の不行使に対する批判を行うものとして、Jouannet, op cit., supra note 7, pp. 693-697; Dupuy, op cit., supra note 20, pp. 399-401. リカラグアに対する軍事活動事件でアメリカが、エルサルバドル他の「不可欠の当事者」が審理に参加してこないことを理由として、リカラグアの請求の受理可能性を争つたが、一方では、やむを得ず裁判の強制管轄が存在しない国際法では、「不可欠の当事者」規則などは確立してはおらず、裁判所が管轄権の行使を控えるのは貨幣用金事件のような場合に限定されるとした、op cit., supra note 53, para. 88. にの延べ、リカラグアは、エルサルバドル他の二国には何も請求をしてはおらず、あたかも集団的自衛権の行使にて、「事実上」二つの国がリカラグアの攻撃の被害国であつたことを主張すれば足りるであつて、その意味で訴訟当事国外の国の権利や法的利権への二つの「法的認定」が必要であるとするべきだ。二つの法的利権は、「影響をうける法的利権」ではあるが、「訴訟の主題」ではある。これが「訴訟の問題」とは云ふべきである。Damrosch, op cit., supra note 3, pp. 390-393. William Rogers, James A. Beat and Christopher Wolf, 'Application of El Salvador to Intervene in the Jurisdiction and Admissibility Phase of Nicaragua V. United States,' *American Journal of International Law*, Vol. 78, pp. 929-936. 「賃録用金事件規則」の適用例はほかの分析として、Greig, op cit., supra note 5, pp. 347-354. ; S. Torres Bernárdez, 'The New Theory of "Indispensable Parties" under the Statute of the International Court of Justice,' in Karel Wellens ed., *International Law : Theory and Practice, Essays in Honour of Eric Suy*, The Hague/Boston/London, 1998, pp. 737 ff.

(63) リカラグアは、賃録用金事件規則の適用を主張したら、一方では、参加を脚りたなかへ、紛争区域を限定して、あたかも、「賃録用金事件規則」の適用があつたかのような結果を導いており、参加と「賃録用金事件規則」とを安易に結びつけてしまふに致して、次の指摘は重要である。かりに、第三の法的利権が「訴訟の主題」を構成する場合に、第三の国が「参加」したとして、かかる国の法的利権について審理する裁判所の管轄権が完全になるわけではなく。第三の国が参加すれば、仮に「訴訟の主題」が不変であるとしても、少なくとも、かかる国と訴訟の原告当事国との間の「新たな紛争」が問題となるのであり、リカラグアの新たな紛争について、訴訟の原告当事国が裁判所に管轄権を付与しようとは限らないからである。参加によつて、「原」紛争を「変形」するふを認めないと限りば、リカラグアの新たな結論にならぬ。Rosenne, op cit., supra note 1, pp. 155-157.

(64) Jouannet, op cit., supra note 7 p. 687.

(65) 前注22参照

(66) Op cit., supra note 12, para. 73.

(66-a) ただしここで、リカラグアが判決の拘束力を服する意図を示したのにあつて、裁判部がこれを認めなかつたことへよる。Rosenne, op cit.,

supra note 1, pp. 153-155., *ICJ Reports* 1992, paras. 421 ff.

(67) たゞべば、小田真事の反対意見⁶⁷, op cit., supra note 25 p. 131, para. 10; ほかマーベル判事反対意見⁶⁸, ibid., p. 173.

(68) 前注34参照

(69) たとえば、「ヒンクス判事は、リビア対マルタ大陸棚境界確定事件でのイタリアの参加について、境界線の終点を決めねばならぬのでなければ境界確定の意味はない」[「境界交差点が決定せねばされば、イタリアの法的利権は、あれば、「訴訟の主題」を構成するとしている」] op cit., supra note 12 para. 23. しかし、問題は、本件で同判事の想定するような「限定期状況が確立してくるか」ということである。

(70) 「のやうな、大陸棚に対する主権的権利の「始源性」を考えれば、大陸棚の境界確定においては、ブルキナファソ対マリ国境紛争事件で裁判部が設定した、(1)「境界交差点の決定」と(2)「国間の境界線がいよいよやむを得ないかの決定との区別が、意味をなさない状況があつた」前注35参照。

(71) 前注30参照。シカグーブル判事も、本件の任務が「絶対的な」境界確定ではなくだととを指摘している⁶⁹, op cit., supra note 25, pp. 174-5. また小田判事は、イタリアの訴訟参加が認められるべきであつたとしながらも、多数意見のように地理的区域を限定しなど、「五九条によつて」の拘束力の限定があり、かつ、境界線がリビアとマルタとの間で、相互に「の線を越えては権利主張を行えない」とを意味するにやうなことを確認した上で、「暫定的な境界線」を提示している⁷⁰, ibid., pp. 169-171, para. 80. 対託合意によつて裁判所に付与された管轄権の「完全的な行使」という観点からすれば、「のやうな方法がといわれるべきであつた」と述べる⁷¹, ibid., p. 131, para. 11.

(72) 裁判所は、「権利」と「権利主張」を使ひ分けているようでありながら、最終的には、イタリアの「権利主張」の及んでいる区域を、審理から除外した事に対する批判⁷², シカグーブル判事反対意見⁷³, ibid., p. 173.

(73) シカグーブル判事の反対意見⁷⁴, ibid. わづとむーつは、「のやうな批評を想定して、本件での固有の事情として、第一に、イタリアの権利主張について、訴訟当事国のかれども、それを明白に根拠のないものとばかりしてゐる」第一に、訴訟当事国自身が、イタリアの訴訟参加より、判決の及ぶ地理的範囲の限定の方をむしろ望んだいふをあげてゐる⁷⁵, ibid., para. 23. これに対し、シカグーブル判事は、訴訟当事国が、イタリアの権利主張をそのよきに評価してゐたといふ証拠はない、むしろ次の記録があつる、イタリアの参加申請の誤謬で、訴訟当事国が本案のような地理的範囲の限定を充分に予測できぬはずがなことを指摘している⁷⁶, ibid., p. 176, Giuseppe Sperduti, L'Intervention de l'état tiers dans le procès international : une nouvelle orientation, *Annuaire française de droit international*, tome XXI, 1985, pp. 289-290, Rosenne, op cit., supra note 1, pp. 132-142.

(74) ヒンクス判事マルタ大陸棚境界確定事件で参加申請を行つたイタリアが、参加の「形態をなす」、非当事者参加は「はい」とは、相應権の基礎は不要であるとした⁷⁷, op cit., supra note 12, paras. 35-37, ハルサルバニエル対ボンダーハース境界確定事件⁷⁸, op cit., supra note 12, paras. 96-98, Sperduti, op cit., supra note 24, pp. 277-281, Rosenne, op cit., supra note 1, p. 79

(75) Sperduti, op cit., supra note 24, p. 278.

(76) ヒンクス判事マルタ大陸棚境界確定事件⁷⁹、イタリアの参加申請は「はい」、裁判所は、イタリアの眞の参加目的によれば、紛争が「二重化」す

訴訟参加の要件としての「影響を受ける」法的利益（兼原敦子）

ねじれ、これをしたがへてらる、*op cit.*, supra note 12, para. 31, ハルサルベヌル対ホンダ・バスク境界確定事件では、裁判部は、当事国の合意が得られれば、参加国は、訴訟の「当事国」としたべしと述べ、*op cit.*, supra note 12, para. 99. もへる、「その事件 (to the case)」の当事国としているので、第三国と原当事国間で構成される「新たな紛争」を認めてくるかは明らかではない。

(77) たとえば、チヨニジア対リビア大陸棚境界確定事件における「新たな紛争」を認めてくるかは明らかではない。

(78) エルサルバドル対ホンダ・バスク境界確定事件で、ニカラグアが、みずから法的利益が判決によつて「影響を受ける法的利益」であるとするは、本事件の経緯からして明らかであり、そのような法的利益を否定する原当事国によると、立証責任を負うべくやあると主張したのも、ハベーた期待の一つの現れであるとこえよう。前注22参照。